平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る要望

平成 30 年 5 月 熊 本 県 我が国観測史上初めて、震度7が連続して発生し、本県に未曽有の被害をもたらした「平成28年熊本地震」から二年が経過しました。本県では、一日も早い熊本の再生に向けて、県民の皆様とともに、目の前の一つ一つの困難に立ち向かい、復旧・復興の歩みを進めてまいりました。

この間、国におかれましては、迅速な被災者の救助活動や生活支援はもとより、国庫補助制度の創設や補助率の嵩上げ、地方財政措置の拡充など、地方負担の最小化のため、多くの手厚い支援措置を実現いただきました。このような国の強力な御支援により、復旧・復興に躊躇なく取り組めますことに、県民を代表して深く感謝申し上げます。

本県では、被災者の生活再建や被災地の新たなまちづくりなど、残された課題に総力を挙げて取り組んでいるところです。特に、生活の基礎となる恒久的な住まいの確保は、被災者の「心の復興」を支える上で最も重要です。「心の復興」がなければ熊本地震からの復興はありません。被災者の意向に寄り添いながら、最後のお一人までしっかりと支援を行い、真の意味での復興を成し遂げて参る所存です。

貴省(府)におかれては、被災者の一日も早い生活再建と熊本の更なる発展につながる創造的復興が実現できるよう、次の事項について適切な対策を講じていただくことを強く要望します。

平成30年5月

熊本県知事 浦島 郁夫 熊本県議会議長 坂田孝志

目 次

共通項目	
県・被災市町村の負担の最小化・中長期の財源確保のための特別な財政措置	··· 1
大規模災害発生時における財政支援制度の常設化	3
内閣府	
応急仮設住宅の供与期間の更なる延長とそれに伴う財源の確保等	6
被災者の住まいの再建に向けた支援制度の創設	8
災害救助法制度の見直し	···12
被災者の生活基盤の復旧のための支援制度の充実	···15
被災者の避難生活の改善に対する支援の充実	···17
デジタルアーカイブ及び震災ミュージアムの実現に係る財政支援	···19
外国人材の活躍機会の拡大	···20
文部科学省	
公立学校施設の災害復旧に係る財源の確保	···22
心のケア・学習支援・就学などに係る支援体制の充実	···23
熊本城や阿蘇神社をはじめとする文化財の復旧・復興等	···25
公立社会教育施設の災害復旧等に係る国庫補助制度の創設等	···27
厚生労働省	
被災者の生活再建を支援するための事業に対する財政支援等	29
医療・福祉施設に係る防災対策等の推進	···32
農林水産省	
農林水産業の復旧・復興に向けた支援の充実	···35
経済産業省	
グループ補助金に係る財政支援措置の継続	···37
国土交通省	
被災住宅用地特例期間の延長	38
被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備や住まい確保・再建と	
復興まちづくりに必要な事業への予算確保等	…40
阿蘇地域の早期復旧・復興に向けた国直轄事業等の早期完成	…42
益城町被災市街地復興推進地域内における街路事業等への財政支援措置	…44
道路、河川堤防等の地震により増大する維持管理費に対する財政支援	…46
阿蘇くまもと空港の創造的復興への支援	…47
南阿蘇鉄道等の早期復旧に向けた支援	…49
観光地復興のための支援	···51
環境省	
被災動物等の救護支援	56

県・被災市町村の負担の最小化・中長期の財源確保のための特別な財政措置

【各府省庁】

提案 · 要望事項

県や被災市町村の財政負担については、政府を挙げての強力な支援により、その最小 化が図られてきた。

しかし、震災からの復興には、長い時間と多額の経費を要することから、中長期の財源が確保できるよう、引き続き、地方の財政負担の最小化のため特別な財政措置をお願いしたい。

また、県も被災市町村も熊本の再生に向けて、復旧・復興を加速化させるためには、 復旧事業だけでなく、新たなまちづくりのための復興事業が必要となるが、その財源が 多額に必要となることで、復興事業全体の進捗に影響を及ぼし、特に被災の大きかった 団体では、危機的な財政状況となることが懸念されている。

そのため、これから本格化していくまちづくりに不可欠な復興事業についても、復旧 事業と同様に手厚い財政措置を講ずるようお願いしたい。

【現状・課題等】

- 1 被害の状況及び総事業費
 - ·被害状況: 死者 264 人、住家被害 197, 124 棟 ※平成 30 年 5 月 11 日時点
 - · 総事業費: 平成28~29 年度地震関係[県予算]7,248 億円

[被災市町村**予算]4,971 億円 ※歳入欠かん等債発行対象21 団体

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
補助制度の創設・補助率嵩上げ	激甚災害指定及び補助制	補助制度の創設・補助率嵩上
	度の創設・補助率嵩上げ	げ、補助率嵩上げの継続及び
		復興事業に対する国の財政支
		援措置の拡充
地方負担分(裏負担・単独事業)	復興基金創設のための特	地方負担分への十分な交付税
への十分な交付税措置	別交付税の別枠措置、普通	措置の継続及び復興事業に対
	交付税・特別交付税の算定	する地方財政措置の拡充
	方法の特例措置	

3 要望の詳細

これまで、激甚災害指定や補助制度の創設、補助率嵩上げ、それらに合わせた地方財政措置の 拡充などの手厚い財政支援を講じていただいたが、復旧・復興には長い期間と多額の費用が必要 なため、中長期にわたり安心して事業に取り組むことができる財源の確保が求められる。

特に、熊本の将来の発展に向けて、創造的な復興を加速するため、復旧事業に対する継続的な 支援はもとより、今後本格化する復興事業についても補助制度の創設や補助率の嵩上げなどの国 の財政支援措置及び地方負担分に係る十分な交付税措置などの地方財政措置の拡充等による特 段の配慮をお願いしたい。

(県で予定している主な復興事業の例)

- ・被災者の住まい再建
- ・阿蘇へのアクセスルート(道路、鉄道)の回復
- ・益城町の復興まちづくり
- ・被災企業の事業再建
- ・阿蘇くまもと空港の創造的復興 など

(被災市町村で予定されている主な復興事業の例)

- ・被災市街地復興土地区画整理事業
- ・災害公営住宅整備事業
- · 小規模住宅地区改良事業
- 都市防災総合推進事業
- 宅地耐震化推進事業(大規模盛土造成地滑動崩落防止事業、宅地液状化防止事業)
- 街路事業
- ・下水道事業 など

大規模災害発生時における財政支援制度の常設化

【各府省庁】

提案 · 要望事項

熊本地震からの復旧・復興の取組みに対しては、補助制度の創設や補助率の嵩上げ、 地方負担分(裏負担・単独事業)への十分な交付税措置など、政府を挙げて地方の財政 負担の最小化に取り組んでいたただいている。

熊本地震のような大規模災害発生時には、住民に安心していただくために、被災自治体は一日も早く災害からの復旧が果たせるよう、復旧・復興に要する財源確保を心配することなく、躊躇なく復旧・復興に取り組めるような財政支援制度が不可欠である。

そのため、熊本地震のために構築いただいた特別な財政支援措置等はもとより、今後の大規模災害発生の際にも必要不可欠となるものについては、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚災害法」という。)のように一定の基準に達した際には、被災自治体からの要望を待たずしても措置されるよう、常設化(立法措置を含む。以下同様。)し、被災自治体が復旧・復興事業の実施に注力できるような仕組みづくりをお願いしたい。

また、熊本地震のような広範囲の震災から、真の復興を実現するためには、原形復旧 を原則とする災害復旧事業だけでなく、新たなまちづくりに向けた創造的復興に取り組 む総合的な財政支援が必要である。

そのため、東日本大震災時に創設された復興交付金のような幅広い財政需要に対応できる自由度の高い総合的な交付金制度の創設又は国庫補助制度及び地方財政措置の拡充等とこれらの常設化をお願いしたい。

併せて、大規模災害発生時には、被災自治体がより迅速かつ的確に被災者支援に取り組めるよう、国における一元的な要望窓口の設置及び復興予算の一括要求・確保等の体制整備をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 1 被害の状況及び総事業費
 - (1) 県内における被害額(試算)

下記のとおり他分野で多岐にわたる被害が生じている。

項目	被害額	項目	被害額
建築物(住宅関係)	2 兆 377 億円	その他の公共施設等	736 億円
水道施設	199 億円	公共交通関係	86 億円
電気・ガス施設	280 億円	農林水産関係	1,826 億円
医療・福祉関係施設	758 億円	商工関係	8, 200 億円
公共土木施設	2,685 億円	文化財	936 億円
高速道路	342 億円	廃棄物処理	900 億円
文教施設(文化財を除く)	944 億円	計	3兆8,189億円

(2)被害状況等を踏まえた法に基づく措置

国においては、災害法制に基づき速やかな地域指定等に対応していただいた。

(H28.4.14) 前震発生

災害対策基本法に基づく非常災害対策本部(国)・災害対策本部(県)設置、 県内全市町村への災害救助法適用、県内全域への被災者生活再建支援法適用

- (4.16) 本震発生
- (4.26) 激甚災害法に基づく「本激」指定(東日本大震災と同じ)
- (5.2) 特定非常災害特別措置法に基づく「特定非常災害」指定(東日本大震災と同じ)
- (5.13) 大規模災害復興法(東日本大震災後に法制定)に基づく「非常災害」指定(「特定大規模災害」ではない)

(3) 熊本地震を契機に一般制度化された財政支援措置等

県を挙げての被災状況の具体的な説明と真摯な要望を汲み取っていただき、下記については 一般制度化された。

- ・スクールカウンセラー追加配置に係る全額国庫補助制度の創設
- ・液状化対策に係る国庫補助率の嵩上げ(社会資本整備総合交付金1/4→1/2)
- ・造成宅地滑動崩落防止緊急対策に係る国庫補助率の嵩上げ(同1/3又は1/4→1/2)
- ・廃棄物処理対策への災害対策債適用の明示化、公共施設等適正管理推進事業債の創設

など

・住宅ローン控除の適用に係る個人住民税の特例等

(4) 県及び被災市町村における平成28~29年度の予算額

	H28~29 年度最終予算額	地震関連予算	実負担額	実負担率
熊本県	2 兆 2, 409 億円	7,248 億円	311 億円	4. 3%
被災市町村				
(歳入欠かん等債	1 兆 5, 995 億円	4,971 億円	328 億円	6. 6%
発行対象21団体)				

2 大規模な災害発生時に必要不可欠と考えられる事業及び要望内容

(1) 財政措置が講じられたもの

今回の熊本地震においては、都市部から中山間地まで広範な被害が及んだことを踏まえ、国においては、東日本大震災と同様に次のような特別な財政措置を講じていただいた。

項目	熊本地震のための 特別な財政措置	要望内容
中小企業等グループ補 助金	・補助率 1/2・災害対策債(充当率100%、交付税措置95%)の充当	補助制度及び地方財政措置の常設化
被災農業者向け経営体 育成支援事業	・補助率 1/2 ※原則3/10→ <u>1/2</u>	補助制度(拡充分)の常設化
災害廃棄物処理対策 (環境保全基金 (グリー ン・ニューディール (GND)基金)積立金)	・補助率 10/10(GND基金) ※実施主体である市町村の負担分(1/2)を災害対策債 (同上)の対象とした上で、GND基金からの支援措置を 創設	補助制度及び地方財政措置の常設化

私立学校施設災害復旧 事業	・補助率 2/3 ※激甚災害法 1/2+経常費助成 1/6	補助制度(拡充分)の常設化
被災者見守り・相談支援 等事業(地域支え合いセンターの設置等)	・補助率 10/10	補助制度の常設化
平成28年熊本地震復興基金積立金	特別交付税措置 (措置率100%、510億円)	地方財政措置の常設化
公共土木施設、農地及び 農業用施設等災害復旧 に対する民間企業への 業務委託	·一部、特別交付税措置 (災害査定関連事務経費(措置率50%))	補助制度の創設等による地方負担の軽減

(2) 財政措置が講じられていないもの

一方で、熊本地震のように広範囲に被害を及ぼすような大規模災害発生時において、必要不可欠である次の財政措置については、未だに講じられていない。

項目	熊本地震のための 特別な財政措置	要望内容
新たなまちづくりに 向けた復興交付金制 度の創設等	なし	自由度の高い総合的な交付 金制度の創設及び常設化 又は 国の財政支援措置及び地方 財政措置の拡充等による特 段の配慮とこれらの常設化

3 要望の詳細

熊本地震からの復旧・復興の取組みに関しては、地方負担の最小化に向け、これまで政府を挙げて手厚い財政支援を講じていただいたことにより、県、被災市町村ともに躊躇なく復旧・復興事業に取り組めている。

こうした熊本地震における手厚い財政支援の経験を踏まえると、今後、熊本地震と同様の大規模な災害が生じた場合においても、被災自治体が躊躇なく、速やかに復旧・復興事業に取り組める仕組みづくりが重要であるため、今後の大規模災害発生時にも不可欠なこれら事業に係るものについては、激甚災害法のように一定の基準に達した際には、被災自治体からの要望を待たずしても措置されるよう、常設化をお願いしたい。

また、市町村の区域が広範に被災した場合には、まちづくりに新たに取り組む必要があり、その費用も多額となることから、自由度の高い総合的な交付金制度の創設と常設化又は国の財政支援措置及び地方財政措置の拡充等による特段の配慮とこれらの常設化をお願いしたい。

さらに、今回の熊本地震への対応において、被災地の課題把握や財政的影響等の把握がスムーズにできず、国への要望までに時間を要したことや、第一線で被災者支援の指揮をふるうべき幹部職員が省庁ごとに再々要望する必要があったこと等を踏まえ、今後の大規模災害に備えた一元的な要望窓口の設置や復興予算の一括要求・確保等の体制整備をお願いしたい。

応急仮設住宅の供与期間の更なる延長とそれに伴う財源の確保等

【内閣府、財務省】

単位:億円

単位:億円

単位:億円

提案•要望事項

やむを得ない理由により自立再建が困難な世帯については、応急仮設住宅の供与期間の 1年の延長を認めていただいたところである。

ただし、1年延長してもなお、建設業者不足、土地区画整理事業・地盤の改良工事などの公共工事等の関係や、災害公営住宅の整備の遅れ、民間賃貸住宅の空き住戸不足などの状況が継続していることから、やむを得ない理由により自立再建が困難な世帯については、応急仮設住宅の供与期間の延長とそれに伴い必要となる財源を確保いただくようお願いしたい。

【現状・課題等】

- 1 被害の状況及び総事業費
- (1) 応急仮設住宅の入居状況 (H30.4.30 現在)

区分	県内		県外		=+	
△ 万	戸数	人数	戸数	人数	戸数	人数
建設型仮設住宅	3, 407	8, 523			3, 407	8, 523
借上型仮設住宅	11, 507	25, 358	118	204	11, 625	25, 562
公営住宅等	657	1, 386	107	219	764	1,605
計	15, 571	35, 267	225	423	15, 796	35, 690

(2) 応急仮設住宅設置費用

① 平成28年度実績額

建設型仮設住宅	357. 4	財源内訳(※国庫負担率: 87.01%)			
借上型仮設住宅	86. 4	国庫負担金 一般財源			
計	443.8	386. 2	57. 6		

② 平成29年度見込み額

建設型仮設住宅	0.2	財源内訳(※国庫負担率:80.40%)			
借上型仮設住宅	112.8	国庫負担金 一般財源			
計	113. 0	90.8	22. 2		

③ 平成30年度見込み額

建設型仮設住宅	13. 1	財源内訳(※国庫負担率:76.73%)		
借上型仮設住宅	65. 8	国庫負担金	一般財源	
計	78. 9	60. 5	18. 4	

(3) 応急仮設住宅の供与期間満了に伴う延長手続きの結果について (平成30年4月及び5月に供与期間満了を迎える入居者の状況)

対象世帯数 3,764 世帯のうち、供与期間を延長する世帯は 1,968 世帯、延長しない世帯は 1,767 世帯。延長しない世帯のうち、延長を希望されていた世帯は 151 世帯。

		対象世帯数	延長あり		延長なし		うち	保留	
				割合		割合	延長希望		割合
全	.体	3, 764	1, 968	52%	1, 767	47%	151	29	1%
	県	1, 224	738	60%	486	40%	19	0	0%
	熊本市	2, 540	1, 230	48%	1, 281	50%	132	29	1%

2 要望の詳細

平成28年熊本地震における被災者のうち、いまだ約1万6千世帯、約3万8千人の被災者が 応急仮設住宅等での生活を送っている。このうち、建設業者不足、土地区画整理事業や地盤改良 工事など公共事業等との関係による自宅着工の遅れ、災害公営住宅の整備や既存公営住宅の改修 の遅れ、民間賃貸住宅の入居率が高く物件の確保が困難など、やむを得ない理由により自立再建 が困難な世帯については、応急仮設住宅の供与期間の延長とそれに伴い必要となる財源を確保い ただくようお願いしたい。

被災者の住まいの再建に向けた支援制度の創設

【内閣府、財務省、国土交通省】

提案 · 要望事項

本県では、「住まいの再建なくして復興はありえない」との考えの下、全ての被災者が 自らの意向に沿った住まいの再建ができるよう、幅広く、手厚い支援策を実施している。 いつどこで起こるか分からない今後の災害においても、被災者の住まいの再建は、共通 の課題である。そのため、国においては、応急救助から自立再建まで含めた総合的な支援 制度を創設するとともに、その財政支援をお願いしたい。

【熊本県が実施する住まいの再建支援策】

- 1 住まいの再建に向けた専門的な相談体制の整備
- 2 被災者の再建希望に応じた各種助成
 - ・金融機関等から自宅再建のための融資を受けた場合の利子相当額の一部を助成
 - 金融機関等から自宅再建のためリバースモーゲージ(高齢者向け返済特例)を利用 して融資を受けた場合の利子相当額の一部を助成
 - 応急仮設住宅等から恒久的な住まいに移転する場合の移転費相当額を助成
 - 民間賃貸住宅に入居する際の初期費用(礼金・手数料等)相当額を助成

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

(1) 住家被害状况

家屋被害の状況(罹災証明)	世帯数(平成30年5月11日時点)
全壊	12,540 世帯
大規模半壊	12,371 世帯
半壊	55, 563 世帯
一部損壊	132,094 世帯
合計	212, 568 世帯

(2) 応急仮設住宅の入居状況 (平成30年4月30日時点)

区分	県内		県	外	計		
<u></u>	戸数	人数	戸数	人数	戸数	人数	
建設型仮設住宅	3, 407	8, 523	_		3, 407	8, 523	
借上型仮設住宅	11, 507	25, 358	118	204	11, 625	25, 562	
公営住宅等	657	1, 386	107	219	764	1,605	
計	15, 571	35, 267	225	423	15, 796	35, 690	

(3) 住まいの再建に関する調査結果について

①住まいの再建に関する意向調査(調査期間:平成29年3月~6月)

○今後の住まいの希望について

県が実施した意向調査によると、今後の住まいの再建方針を約8割の世帯が決定している状況。そのうち、建設型仮設住宅の入居世帯では、約7割が自宅再建、残りは公営住宅等を希望。 借上型仮設住宅の入居世帯では、約5割が自宅再建、約3割が民間賃貸住宅、残り1割が公営住宅を希望。

		建設型仮設		借上型仮設		回答数合計	
			割合		割合		割合
決めている		3,194	82%	9,639	75%	12,833	76%
	自宅を再建したい	2,229	70%	5,230	54%	7,459	58%
	民間賃貸住宅に入居したい	76	2%	3,041	32%	3,117	24%
	公営住宅に入居したい	813	25%	1,002	10%	1,815	14%
	その他	94	3%	388	4%	482	4%
まだ決めていない		691	18%	3,287	25%	3,978	24%
	計	3,885	100%	12,926	100%	16,811	100%

※複数回答のため内訳は100%にならない

○住まいの再建に対する問題について

今後の住まいの再建方針を決定している世帯のうち、予定どおりに進むと思っている世帯が 約65%で、問題があると回答した世帯が約35%。そのうち、約3割が「資金の目途が立た ない」と回答。次に、「適切な情報がない」「考える余裕がない」という回答が続いている。

	建設型仮設		借上型仮	設	回答数台	計
		割合		割合		割合
予定通り進むと思っている	1,840	58%	6,502	67%	8,342	65%
問題がある	1,354	42%	3,137	33%	4,491	35%
資金の目途が立たない	753	56%	745	24%	1,498	33%
適切な情報がない	283	21%	274	9%	557	12%
現在住宅ローンを支払中	62	5%	73	2%	135	3%
業者がいない	90	7%	94	3%	184	4%
賃貸する上で保証人なし	26	2%	30	1%	56	1%
物件が見つからない	77	6%	166	5%	243	5%
まだ考える余裕がない	236	17%	291	9%	527	12%
その他	627	46%	643	20%	1,270	28%
計	3,194	100%	9,639	100%	12,833	100%

※複数回答のため内訳は100%にならない

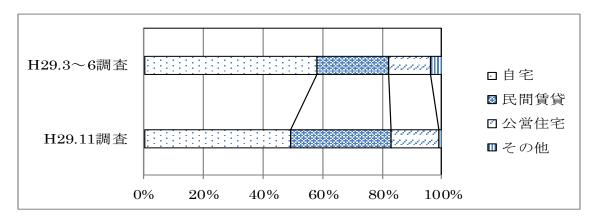
②住まいの再建に関する調査(実施期間:平成29年11月)

○住まいの再建先について

全体の約5割が自宅再建を希望、民間賃貸住宅が約3割、公営住宅が約2割という結果になり、前回の調査と比較すると自宅再建希望が10%減、民間賃貸住宅希望が9%増という結果になった。

また、前回の調査では住まいの再建先を「まだ決めていない」と回答した世帯が約4,000 世帯あったが、今回の調査では142世帯と大幅に減少した。こうした動きは住まいの再建支援策制度化後、被災者の住まいの再建への意識が高まり、住まいの再建の動きが本格化してきた結果であると考えられる。

		自	宅	民間賃	貸住宅	公営	住宅	その	D他		だ決めて) いなど
			割合		割合		割合		割合		割合
4	è体	8,169	48%	5,577	33%	2,783	16%	237	1%	142	1%
	建設型	2,224	61%	94	3%	1,172	32%	56	2%	75	2%
	借上型	5,945	45%	5,483	41%	1,611	12%	181	1%	67	1%



(4) 本県での住まい再建支援に係る取組

① 住まいの再建に向けた専門的な相談体制の整備

住まいの再建について支援が必要な世帯に専門の相談員を配置し対応。 (被災者への個別訪問(伴走型)等による支援を実施)

② 被災者の再建希望に応じた各種助成

仮設住宅の供与期間内に一日も早く震災前の生活を取り戻していただくよう、被災者の意向に沿った住まいの再建をパッケージで支援。

	支援事業名	事業概要
ર્	自宅再建利子助成	子育て世帯を含む多くの世帯に対し、自宅再建を行う
)	日七円建刊丁切成	際の利子助成
,	リバースモーゲージ(高齢者向け	リバースモーゲージ(高齢者向け住宅再建融資)に対
1	返済特例) 利子助成	する利子助成
ъ	世兄弗田出 代	仮設住宅等から自宅や民間賃貸住宅など恒久的な住
ソ	転居費用助成	まいへの転居費助成
エ	民間賃貸住宅入居支援助成	民間賃貸住宅に住み替える際の初期負担の助成

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
	被災者生活再建支援金	応急救助から住まいの再建までを
被災者の自立再建に向けた支援制度	それ以外は各自治体がそれぞ	総合的に支援する制度の創設及び
	れ独自に実施	その財政支援

3 要望の詳細

応急仮設住宅の供与などの応急救助については、災害救助法において制度化されているが、その先の住まいへの再建については、現行の支援制度では十分でないことから、被災自治体において独自に支援を行っているところである。

本県においては、復旧復興の三原則の一つに被災された方々の痛みを最小化することを掲げ、 創造的復興に向けた県の施策の重点10項目の最重要課題として、住まいの再建に取り組んでき た。具体的には、住まいの再建に向けた専門的な相談体制を整備するとともに、被災者の再建希 望に応じた各種助成を実施している。

これらの支援制度があらかじめ設けられていれば、発災当初から被災者の住まい再建を見据えて支援を行うことが可能となり、被災者が早期に住まいの再建に着手し、震災前の生活を取り戻すことにつながる。

また、住まいの再建を早期に果たすことは、長期的にみると国・県・市町村の財政的負担の軽減にもつながるものであり、いつどこで起こるか分からない今後の災害においても共通の課題である。そのため、国においては、応急救助から自立再建まで含めた総合的な支援制度を創設するとともに、その財政支援をお願いしたい。

災害救助法制度の見直し

【内閣府】

提案·要望事項

被災者に対する応急救助に関し、都道府県の裁量により災害に応じて適時的確に対応できるよう、災害救助法制度の見直しを行っていただきたい。併せて、次の見直しを行っていただきたい。

- (1) 罹災証明書の発行等に従事する応援職員に係る経費等を災害救助法の対象とすること
- (2) 地域の実情に応じた応急仮設住宅の供与を行うための見直し
 - ① 当初からバリアフリーの応急仮設住宅を一定割合整備可能となるよう制度の見 直し
 - ② 高齢独居世帯の見守りを支援するシステム(ICT)の導入に要する経費を災害 救助法の対象とすること
 - ③ 建設型仮設住宅の維持管理経費を災害救助法の対象とすること

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

家屋被害の状況(罹災証明)	世帯数(平成30年5月11日時点)
全 壊	12,540 世帯
大規模半壊	12,371 世帯
半 壊	55, 563 世帯
一部損壊	132,094 世帯
合 計	212, 568 世帯

(1) 他都道府県からの応援職員派遣人数

9,427人 うち罹災証明書の発行等の災害救助費対象外業務にあたった人数 6,089人

(2) 応急仮設住宅の入居状況 (平成30年4月30日時点)

区分	戸数	人数
建設型仮設住宅	3,407 戸	8,523 人
借上型仮設住宅	11,625 戸	25, 562 人
公営住宅等	764 戸	1,605人
計	15, 796 戸	35, 690 人

① 建設後の改修対応件数:設置箇所

手摺	スロープ	段差解消	その他	計
706	21	25	44	796

※本県においては、建設当初、1割の仮設住宅にスロープを設置。

② いわゆる孤独死件数建設型仮設住宅 1件 借上型仮設住宅 17件 計18件(平成30年3月31日時点)

③ 応急仮設住宅の維持管理経費

ア 平成28年度所要額(実績) 87,501千円

イ 平成29年度所要額(実績) 153,466千円

ウ 平成30年度所要額(予算) 237,677千円

エ 維持管理経費の内訳

- 集会所、談話室、外灯、浄化槽、受水槽、排水槽及び共同アンテナ等共用施設の維持管理費用(電気代、水道代等)
- ・団地内通路及び団地駐車場の補修に要する経費
- ・共用施設等(給排水設備、共同アンテナ等)の修繕に要する経費
- ・浄化槽、受水槽等の保守点検に要する経費
- ・その他、応急仮設住宅を適切に管理するために必要な経費

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
あらかじめ定められた基準を超える 応急救助を実施する場合	都道府県に裁量がなく、 個別に国に協議が必要	都道府県の裁量による
(1) 罹災証明書の発行等に従事す る応援職員に係る経費等	災害救助法の対象外経費	災害救助法の対象とすること
(2) 地域の実情に応じた応急仮設	住宅の供与を行うための見	
_ 直し		
①バリアフリー仕様(室内のフラット化等)の応急仮設住宅の建設	バリアフリー応急仮設住 宅の建設に関する制度な し ※個別協議により対応	建設当初から一定割合を整備できるような制度の見直し
② I C T を活用した見守り体制 の構築	災害救助法の対象外経費	災害救助法の対象とすること
③建設型仮設住宅の維持管理経 費	災害救助法の対象外経費	災害救助法の対象とすること

3 要望の詳細

今回の地震では、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第3条第1項の内閣総理大臣が定める基準を超える応急救助に関しては、東日本大震災等において認められた応急救助であっても、同条第2項の規定により個別に協議を行う必要があったことから、特別協議を行い、対応していただいた。しかし、県の裁量の余地がなく、仮設住宅の仕様に関する協議に時間を要するとともに、被災した避難所の修繕費、県外ドクターへリの運航経費や避難者の入浴施設への移送経費等についても協議が必要となるなど、被災地の実情に応じた迅速な対応が困難な状況もみられた。

今後の災害を見据え、県の裁量により災害に応じて適時的確に対応できるよう、災害救助法の 見直しを行っていただきたい。 また、熊本地震を踏まえ、被災した住宅の応急修理や生活必需品の提供などの現物給付制度について、より良い制度となるよう、見直しを検討していただきたい。

(1) 今回の熊本地震に係る対応については、国の強力な支援の下、多数の応援職員を派遣いただいた。これらの応援職員は、災害救助費の対象となる避難所運営等に限らず、災害救助と不可分の関係にある住家被害認定調査業務や罹災証明書の交付等の業務にも対応していただいたが、その費用が高額となり、被災自治体の財政負担が大きなものとなった。

また、余震の長期化により車中泊による避難を行う被災者が多数発生し、グラウンド等を開放して避難車両の受入れを行わざるを得なかった避難所もあったが、その利用再開には多額の整備費用が必要となった事例もあった。

これらの費用や避難所となった指定管理施設の使用料や休業補償については、いずれも災害 救助法の対象外であるため、今後の災害での被災者への応急救助においての迅速な判断に影響 を与えかねない。そのため、これらの費用について災害救助法の対象経費としていただきたい。

- (2) 地域の実情に応じた応急仮設住宅の供与を行うための見直し
 - ① 現在、応急仮設住宅の建設に際しては、段差解消を図るための手摺、スロープ等を一部に 設置する費用が認められているが、車椅子利用者等が利用する際、玄関やトイレ、風呂等の 間口が狭かったり、段差があったりするため、建設後に改修が必要となる。

そのため、建設当初から一定割合の応急仮設住宅をバリアフリー(室内のフラット化、 広い間口等)の仕様で整備できるよう、制度の見直しをお願いしたい。

- ② 阪神淡路大震災や東日本大震災においても問題となったいわゆる孤独死が熊本地震においても発生している。このような事案が発生しないよう、見守り体制を強化する必要があるため、高齢独居世帯の見守りを支援するシステム(ICT)の導入を行う必要がある。この導入経費について、災害救助法の対象経費としていただきたい。
- ③ 現在、建設型仮設住宅の経費のうち、建設経費と解体経費については災害救助法の対象経費となっている。しかしながら、供与期間中の維持管理経費は、災害救助法の対象外であり自治体の負担となっている。

維持管理に当たっては、経常的に年間数億円が必要となり、経年劣化に伴う損傷箇所の補修、建設後発生した不具合(団地内の雨水排水対策)に伴う改修経費も別途発生する。

このほか、仮設住宅での生活において、子どもたちの遊び場も必要であることから、入 居者等から遊び場の整備を求める声が出されている。

このため、建設型仮設住宅の建設から供与期間終了までの維持管理に係る経費を災害救助法の対象経費としていただきたい。

被災者の生活基盤の復旧のための支援制度の充実

【内閣府】

提案•要望事項

- ① 被災者生活再建支援金の支給対象を拡大(半壊世帯への柔軟な対応、一部損壊世帯及 び宅地被害への支援)していただきたい。
- ② 災害援護資金の償還について、借受人の困窮状態等に応じた減免や償還期間の延長、貸付原資未償還に係る被災自治体の負担軽減等、制度の見直しを行っていただきたい。
- ③ 災害 用慰金等の支給認定について、市町村が災害との因果関係を統一的に判断できるよう、基準を定めていただきたい。
- ④ 切れ目なく、漏れなく被災者の支援を行うため、ICTを活用し、被災者の情報を集約・共有することが可能なシステムを構築していただきたい。

【現状・課題等】

- 1 被害の状況及び総事業費
 - ① 住家被害罹災証明発行世帯 212,568世帯 (平成30年5月11日時点)

全壊 12,540 世帯 大規模半壊 12,371 世帯

半壊 55,563 世帯 一部損壊 132,094 世帯

宅地危険度判定(平成29年1月11日時点)の「危険」と「要注意」(簡易調査含む)件数7,137件 ※宮城県2,356件、新潟県726件、岩手県217件

- ② 災害援護資金貸付制度の貸付状況(熊本市含む(平成30年3月31日時点)) 貸付者数 728世帯 貸付額1,286,513千円
- ③ 死者数(平成30年5月11日時点) 264名(うち直接死55名、災害関連死209名)
- (4) ピーク時における避難者数 避難所: 855 箇所、183,882 人(平成28年4月17日時点)

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
①被災者生活再建支援金の支給対象	・半壊世帯は一部対象・一部損壊世帯は対象外・宅地被害は対象外	・半壊世帯、一部損壊世帯への支給・宅地被害世帯への支給
②災害援護資金の償還に関する制 度の見直し	・償還の減免は死亡又は 精神・身体に著しい障害 を受けた場合 ・償還期間は10年 ・償還期間最終年度に未 償還がある場合は、被災 自治体が負担	・借受人の困窮状態等に応じた減免対象の拡大・減免対象外の困窮者等に対する償還期間の延長・未償還分に係る被災自治体の負担軽減
③災害弔慰金等の支給認定基準	各市町村の判断	統一的な支給認定基準の策定
④被災者に対する切れ目のない支 援を行うためのシステム	被災市町村がそれぞれ被 災台帳を作成し、対応	国において構築された I C T システムを被災自治体が活用

3 要望の詳細

① 観測史上初となる震度7の2回の観測や過去に例をみない長期間にわたる余震の継続により、 多数の住宅被害が発生し、宅地にも甚大な被害が発生した。

現行の被災者生活再建支援制度では、半壊世帯(解体世帯を除く)や一部損壊世帯が支援の対象外となっているが、半壊や一部損壊の住家被害であっても、その修理等に多大な費用が必要となり、被災者の生活再建の障害となっている。

また、これと同様に、宅地の被害の復旧費用がかさむことも、被災者の住宅再建に大きな障害となっている。

これら熊本地震での被害を踏まえ、今後の災害においても、すべての被災者の円滑な生活再建が行われるよう、半壊や一部損壊、宅地被害を受けた世帯への支援が実施できるよう制度改正をお願いしたい。

② 熊本地震では、県内で20万棟にも及ぶ住家被害が生じ、被災者にとって被災した住宅の再建が大きな課題となった。

低所得者に対する公的な融資制度としての「災害援護資金貸付制度」であるが、一般の金融機関の貸付利率と比べ3%高いものの、被災者は生活再建を行うため利用せざるを得ない状況であった。

貸付金は10年間(据置期間3年、返済期間7年)で償還する制度であるが、借受人の困窮 状態等によっては償還計画に沿った償還が困難となる状況が見込まれる。また、償還期間最終 年度に未償還があった場合は、被災自治体が負担せざるを得ない状況にある。

そのため、借受人の困窮状態等に応じた返済が可能となるよう、償還の減免要件の緩和や償還期間を延長するとともに、借受人の貸付原資未償還が生じた場合は、国がその費用の一部を負担するなど被災自治体の負担軽減を図る制度の見直しをお願いしたい。

③ 熊本地震によって死亡した 263 人 (平成 30 年 3 月 29 日時点) のうちいわゆる災害関連死は 208 人であり、直接死 55 人を大幅に上回っている状況である。

災害弔慰金等の支給認定に係る災害と死亡との因果関係の判断については、国から統一的な 基準が示されていないことから、熊本地震では県が「関連死認定基準(準則)」を策定し、市 町村が災害弔慰金等の支給認定事務を円滑に、かつ、統一的に行えるよう支援してきたところ である。

しかしながら、今後の災害を見据え、市町村が災害と死亡との因果関係を統一的に判断できるよう、基準を定めていただきたい。

④ 災害が発生した場合は、家屋の罹災状況や仮設住宅への入居状況などの被災者の情報を集約し、被災者への漏れや切れ目のない効果的な支援を実施する必要がある。

しかし、情報が不十分な段階では、被災者ごとのニーズの把握ができず、適時的確な支援を 実施できない恐れがある。

このため、災害発生直後の避難所への入所時から、罹災証明、仮設住宅の入居状況、生活再建支援制度の活用など、被災者ごとに一連の情報を集約するとともに、支援制度の活用状況等を含めて関係機関で共有することが必要である。

そのため、国においてICTを活用した被災者情報を集約・共有するシステムを構築していただきたい。

被災者の避難生活の改善に対する支援の充実

【内閣府、厚生労働省】

提案·要望事項

熊本地震における課題を踏まえ、被災者の避難生活の改善に対する支援の充実のため、 以下について、システム構築や財政支援をお願いしたい。

- (1)物資調達・輸送体制の充実化
 - ① 物資調達・輸送調整等支援システムの拡充
 - ② 広域的な物資調達・輸送体制の確立への支援
- (2) 避難所のトイレ改修等に係る補助制度の創設

【現状・課題等】

- 1 被害の状況及び総事業費
 - (1) 熊本地震による「物資要請システム」の利用状況
 - ・国と連携し、タブレット端末を活用した「物資要請システム」を導入開始 (平成28年4月28日)
 - ・市町村・避難所へタブレット端末を配備し、計570台活用
 - (2) ピーク時における避難者数
 - · 避 難 所: 855 箇所、183, 882 人 (平成 28 年 4 月 17 日)
 - ·福祉避難所:101 箇所、823 人(平成28年5月20日)

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
(1)①物資調達・輸送調整等支援システム	使用者は国及び県のみ	使用者の拡大(市町村(避難 所等)及び物流事業者)
(1)②広域的な物資調達・輸送体 制	大規模災害時には、国が プッシュ型支援を実施	大規模災害時以外においても 都道府県の枠を超えた物資の 調達・輸送を国等と連携して 実施
(2) 指定避難所及び福祉避難所に おける備品整備・トイレ・空 調等設備の整備・改修のため の補助制度	なし	補助制度の創設

3 要望の詳細

(1) ① 今回の地震では、発災直後は、指定避難所等での必要な物資のニーズ把握や在庫管理が 困難だったり、必要物資が複数経路を通じて重複要請されたりするなど、一元的な情報管 理が困難な状況があった。また、物資の配送状況が市町村に連絡されておらず、物資の到 着時に受け入れ態勢が整っていなかったことで、現場で混乱が生じた。

このため、被災者に円滑に物資を輸送できるよう、ICTを活用した物資調達・管理・

輸送調整等支援システムについて、市町村及び物流事業者も使用できるようにしていただきたい。

② 特定の物資が不足する災害が発生する場合や、パーティションや段ボールベッドなど特殊な物資の入手が困難な場合に対応するため、自治体間の連携を進めているが、災害への備えを更に充実するためには、自治体だけでなく、国や民間企業等との連携を一層進めていく必要がある。

このため、国におかれても国、民間企業等を含めた連携を推進され、都道府県の枠を超えた広域的な物資の調達や、その輸送を行うための体制を確立いただくとともに、都道府県等にあらかじめ示していただきたい。

(2) 熊本地震の検証の結果、指定避難所等の備品や、ライフラインを確保するための設備の整備不足が課題となった。

指定避難所等においては、避難生活に最低限必要な備品や発電機等の設備の整備、洋式トイレや多機能トイレの改修等及び避難所のバリアフリー化、さらには、夏場や冬場における空調設備の確保が必要である。

しかし、これらの整備に当たっては、緊急防災・減災事業債により一部対応できるものの、 市町村の負担も大きく、整備が進まないおそれがあることから、国による補助制度の創設を お願いしたい。

熊本地震の記憶・記録を後世に伝えるデジタルアーカイブ 及び震災ミュージアムの実現に係る財政支援

【内閣府、文部科学省、環境省】

提案•要望事項

熊本地震の被害の実情や復旧・復興の過程で得られたノウハウ、教訓等については、本県のみならず国民全体の共有財産として後世に遺すとともに、今後の災害対策や防災教育に活かす必要がある。そのため、地方創生の取組に位置付け進めているデジタルアーカイブや震災遺構等を保存・活用する震災ミュージアムなど、熊本地震の記憶や記録を保存し発信する取組等に対する財政支援をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 現在の状況及び総事業費

- ・ デジタルアーカイブ事業は、熊本地震関連資料(写真・映像・文書等)を収集・整理・保存 し、被害の実情や復旧・復興の過程を専用ウェブサイトで公開。(平成 31 年度までに約 20 万 点を収集)
- ・ 震災遺構を保存・活用する震災ミュージアムの実現に向け、平成 29 年度に策定した「熊本 地震震災ミュージアムの実現に向けた基本方針」に基づき、天然記念物に指定された断層を含 む震災遺構の保存や活用の取組を本格化する。
- 事業費想定 最大約38億円(平成30年度以降)

	H30	Н31	Н32	H33 以降	合計
デジタルアーカイブ	121 百万円	86 百万円	87 百万円	13 百万円	307 百万円
震災ミュージアム	705 百万円	約1,056百万円	約840百万円	約900百万円	約3,501百万円

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
熊本地震の記憶・記録を後世に伝えるデジタルアーカイブや震災ミュージアムの実現に係る財政支援	なし	地方創生の取組に位置付けた財政支援及び新たな制度の創設

3 要望の詳細

南海トラフ地震をはじめ、今後、大きな地震がいつどこで起きてもおかしくない状況にあるとの認識のもと、今回の熊本地震の経験を教訓として、国民全体で共有し、今後の災害に活かす必要があるため、被害の実情や復旧・復興の過程で得たノウハウ、教訓等を、しっかりと記録し、整理・蓄積し、後世に潰していくことが重要である。

このため、防災対策や防災教育の充実・強化の視点から、熊本地震の記憶・記録を後世に伝える取組として、各種活動の記録や資料を幅広く収集して蓄積するデジタルアーカイブ及び激烈な地震により出現した断層や被災した建物等を震災遺構として保存・活用する震災ミュージアムの実現に向けた取組を本格化することとしており、引き続き地方創生の取組に位置付け進めて参るので、支援をお願いするとともに、新たな財政支援制度を創設いただきたい。

外国人材の活躍機会の拡大

【内閣府・法務省】

提案•要望事項

- ① 熊本地震の復旧・復興に伴う人手不足対策について、昨年3月に国家戦略特区として 九州各県・政令市で共同提案した外国人留学生の資格外活動時間延長・拡大や県内中小 企業に雇用されている外国人の資格活動業務量確認の要件の緩和をお願いしたい。
- ② 震災を乗り越え、農業の成長産業化、国際競争力の強化を実現するため、昨年 10 月 に本県が提案した国家戦略特区(グローバル農業の戦略拠点の形成に向けて)の区域指 定及び区域計画の認定についての御配慮をお願いしたい。
- ③ 本県においては、熊本地震の復興需要等による人材不足が深刻である。技能実習を修 了した者に加え、技能実習制度では対応できない分野で、現在の雇用情勢の実情に応じ て人材不足が顕著な職種においても、一定レベルの資格・能力を有する外国人が我が国 で就労できるように、就労を目的とする新たな在留資格を創設していただきたい。

【現状・課題等】

① 熊本地震からの復旧・復興の取組みが続き、土木・建設分野のほか、サービス、小売・卸売、 介護、製造業等の分野においても人材確保が困難な中、外国人留学生の資格外活動(いわゆる アルバイト)は、本県を支える貴重な労働力となっている。

本県では、中長期の対策として、若者の地域への定着、女性及び高齢者の更なる活躍に向けた環境整備並びに人材育成及び設備投資による生産性向上に向けて取り組んでいるところであるが、成果の実現まで時間を要することから、九州他県等と共同提案した外国人材の活用について進めていく必要がある。

- ② これからの農業には、これまで以上に国際競争の荒波の中で勝ち抜いていく力が求められる中、本県では、平成28年4月に「熊本地震」が発生し、農業に甚大な被害を受けたため、今後、復旧・復興と競争力強化を同時に進めていく必要がある。
- ③ 現行制度においても、いくつか外国人就労者受入事業が存在するが、本県における人手不足産業の人手不足を解消する制度となっていない。

ア 技能実習制度

当該制度は、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することが目的とされており、労働力の需給調整に用いることは制度の趣旨に照らして不適切。

イ 外国人建設就労者受入事業

当該事業は、建設分野の技能実習修了者について、技能実習に引き続き、受入企業との雇用関係の下で建設業務に従事することができる事業。本県においても当該事業による受入が確認されているが、建設分野の人材不足感は解消できずさらに強まっており、その他の人手不足産業に向けた潜在的な求職者の流れに影響を与えていると考えられる。

ウ 製造業外国従業員受入事業

当該事業は、外国に事業所のある (≒一定規模以上の) 企業を念頭に、国内のマザー工場におけるOJTを通して特定の専門技術の移転等を図る事業である。特に人手不足が深刻となっている企業は、海外に拠点を持たない規模の小さい企業で、本事業の適用外である。

2 現行制度及び要望内容

項 目	現行制度	要望内容
①-1 外国人留学生の資格外活動(有	卒業に必要な単位を9割修得	卒業に必要な単位の8割以上を修得
給インターンシップ)拡大	した大学4年生に限定	した大学3年生等に拡大
①-2 外国人留学生の資格外活動(報	原則1週につき28時間(4時間	1週あたりの就労時間を36時間以内
酬を受ける活動)時間延長	×7日間)以内	に延長
①-3 外国人の資格活動業務量確認の 特例措置創設	在留資格に応じた活動の内容、期間及び地位を証する文書を添付	セーフティネット5号指定業種の中 小企業に雇用されている外国人に ついて、資格活動業務量が申請時見 込みを下回っていても更新を認め る
② 熊本型特区における農業外国人材の在留資格	なし	在留資格に係る技能要件の緩和
③ 就労を目的とした新たな在留資格の創設	なし	就労を目的とした新たな在留資格 の創設

3 要望の詳細

- ①-1 1週について28時間を超える有給就業体験を行うことが認められる留学生は、卒業に必要な単位を9割修得した大学4年生に限定されているが、卒業に必要な単位の8割以上を修得した大学3年生等まで、外国人留学生の資格外活動(有給インターンシップ)を拡大していただきたい。
- ①-2 留学生の就労活動は、原則1週につき28時間(4時間×7日間)以内となっているが、 在籍する教育機関が卒業に支障が生じないと認める週末については、学則で定める長期休業 期間と同様、1日8時間以内まで認めることで、1週あたりの就労時間を36時間以内に、 外国人留学生の資格外活動(報酬を受ける活動)時間延長していただきたい。
- ①-3 資格活動の更新申請にあたり、在留資格に応じた活動の内容、期間及び地位を称する文書 を添付する必要があるが、セーフティネット5号指定業種の中小企業に雇用されている外国 人については、資格活動業務量が申請時見込みを下回っていても更新を認めていただきたい。
 - ※ 国家戦略特区提案として、外国人留学生の資格外活動時間延長・拡大については、九州7県・1政令市の共同提案、県内中小企業に雇用されている外国人の資格活動業務量確認の特例措置創設については、九州・山口8県・1政令市の共同提案として、H29.3.24に内閣府へ提出している。
- ② 本県が、復旧・復興の先を見据えて進める「世界とつながり、世界と戦えるくまもと農林水産業」の実現の後押しとして、国家戦略特別区域指定及び区域計画の認定について御配慮いただきたい。
 - 本県の提案については、「震災復興に向けた農業人材の受入・育成に係る『熊本型特区』スキームの構築を中核に、戦略的な輸出や食と農を通じたインバウンド・アウトバウンドの推進、革新的な技術の開発・導入等を世界的視点から一体的に推進し、震災を乗り越え、農業の成長産業化、国際競争力の強化を実現し、グローバル農業の戦略拠点の形成」を目指す大胆かつ幅広い内容としている。
- ③ 技能実習を修了した者に加え、技能実習制度の対象とならないサービス、小売・卸売、物流など、雇用情勢の実情に応じて人材不足が顕著な職種においても、一定レベルの資格・能力を有する外国人が我が国で就労できるように、就労を目的とする新たな在留資格を創設していただきたい。

単に労働力不足の対応に留まらず、一定レベルの資格・能力を有する外国人を迎えることにより、多様性を取り込み、生産性の維持・向上への寄与も期待できる。

公立学校施設の災害復旧に係る財源の確保

【文部科学省】

提案 · 要望事項

公立学校施設の災害復旧に係る所要の予算を確保していただきたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

被害状況:公立学校等714校中446校が被災。

・総事業費: 22,000 百万円

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
公立学校施設の災害復 旧に係る予算確保	2/3 (激甚嵩上げあり)	平成30年度補正予算等による 事業実施に必要な予算確保

3 要望の詳細

今回の地震により、県立学校 71 校中 57 校、市町村立学校等 643 校中 389 校の学校施設が被害を受けており、復旧には 220 億円以上の費用を要することが見込まれる。

震度7が連続したことにより、校舎等が大きな被害を受けたが、復旧にあたって、文部科学省のご尽力により、公立学校の災害査定は平成29年8月に終了した。

また、公立学校施設災害復旧費国庫負担金は、国庫負担率 2/3 に加え、激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律による嵩上げ分も含め、平成 28 年 10 月の第二次補正予算で所要の予算を全て確保いただいた。

しかし、公立学校施設の復旧完了は、現段階で平成31年度内の見通しで、資材・人手不足の関係で工期延長の恐れもあり、国からの長期的な支援が不可欠であることから、平成30年度補正予算等により所要の予算の確保をお願いしたい。

心のケア・学習支援・就学などに係る支援体制の充実

【文部科学省】

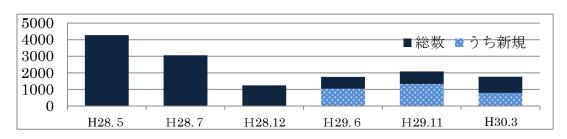
提案•要望事項

被災した児童生徒等の心のケアや学習支援等に係る支援体制の充実のため、以下の措置 を講じていただきたい。

- ① 児童生徒の心のケア、学習支援などに係る教職員の加配措置
- ② スクールカウンセラーの全額国庫補助による追加配置の継続
- ③ 被災児童生徒就学支援等補助事業に必要な予算の確保及び財政支援の継続

【現状・課題等】

- 1 被害の状況及び総事業費
 - ① 児童生徒の心のケア、学習支援の対応のため、教職員加配が必要
 - ・総事業費:160百万円 (※H30事業費。H31以降は金額精査中)
 - ② 児童生徒の心のケアへの対応が必要
 - ・児童生徒の心のケアが必要だと判断された児童生徒数



※「新規数」は、平成29年度から調査 (単位:人)

調査時期	H28. 5	H28. 7	H28. 12	H29. 6	H29. 11	H30. 3
人数	4, 277	3, 054	1, 247	1, 753	2,086	1, 768
うち新規数	_	-	-	1, 035	1, 330	793

- ・総事業費 50,562 千円 (※H30 事業費)
 - (うち、人件費 4.0637 千円、人件費以外 (報償費、旅費等) 9.925 千円)
- ③ 被災した幼児・児童・生徒への就学支援等を確実に実施するための必要な予算の確保が必要。
 - H30 総事業費: 512 百万円(うち国庫補助: 352 百万円)

※これに対し、国のH30 予算額は274 百万円

【事業費内訳】※国補助率は県事業ごとに2/3 又は10/10。			(単	位:百万円)
	事業名	総事業費	うち国庫補助額	H30 国予算
被災児童生徒就学支援等事業		512	352	274
	被災幼児就園支援事業	1	1	
	被災児童生徒就学援助事業	30	30	※事業毎の
	奨学金事業	145	97	内訳は不明
	被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業	7	5	
	私立学校授業料等減免事業	202	134	
	専修学校・各種学校授業料等減免事業	127	85	

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
① 小中学校に加配措置	40人	H31以降の加配措置の継続
② スクールカウンセラー (SC) の追加配置への継続的支援	補助率10/10	H31以降の制度の継続
③ 被災児童生徒就学支援等補助 事業に必要な予算の確保及び財 政支援の継続	被災児童生徒就学支援等事業(熊本地震対応分)	H30年度補正予算等による事 業実施に必要な予算の確保及 び財政支援の継続

3 要望の詳細

① 平成29年度は、42人分の加配の予算措置(熊本市は除く)をいただき、児童生徒の心のケアや学習支援など、被災地域の学校運営に支障がないよう、教諭33人、養護教諭6人、栄養教諭2人、事務職員1人を配置した。教諭については、少人数指導やティーム・ティーチング授業等を行い、児童生徒が授業に集中して取り組むことができるようになった。また、養護教諭を配置し、SCとの連絡調整を行うことができた。

平成30年度も、熊本県で40人(教諭32人、養護教諭7人、事務職員1人)の加配措置をいただいた。※栄養教諭は食の加配として配置(2)

熊本地震からの教育の復旧・復興を成し遂げていくためには、今後も引き続き、各市町村からの要望に応じた被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員の加配が必要不可欠であり、来年度以降も引き続き支援をお願いしたい。

- ② SCの配置については、被災した児童生徒等の心のケア等に係る緊急配置の全額が補助対象となる「災害時緊急SC活用事業」が平成28年度に制度化され、平成29年度・平成30年度も補助事業者として指定された。平成31年度以降も引き続き制度を継承し、本県をその対象として指定していただきたい。
- ③ 被災により、経済的に就学が困難な幼児・児童・生徒の就学機会を確保するため、文部科学省の被災児童生徒就学支援等事業(熊本地震対応分)を活用した支援事業を創設して、実施してきているところ。平成29年度までは、本県が必要とする国補助額が確保されてきたものの、平成30年度における国の予算額は274百万円であり、所要見込額352百万円を下回っている。被災者の生活再建は途上であり、経済的な困窮により児童生徒が就学困難な状況に陥ることのないよう、継続的な支援が必要である。引き続き、支援を必要とする児童生徒等に確実に支援が実施できるよう、必要な予算の確保及び財政支援の継続をお願いしたい。

熊本城や阿蘇神社をはじめとする文化財の復旧・復興等

【文部科学省】

提案 · 要望事項

文化財の早期復旧及び復興に向けた埋蔵文化財発掘調査への支援のため、以下の措置を講じていただきたい。

- ① 熊本城の復旧・復興に向けた国からの財政支援及び人的支援の継続
- ② 阿蘇神社等の国指定文化財の災害復旧に係る国庫補助率の嵩上げ
- ③ 復興に向けた埋蔵文化財発掘調査に係る人的支援の継続及び国庫補助率の嵩上げ

1 被害の状況及び総事業費

① 熊本城

被害総額634億円(試算)

- ・重要文化財建造物 13棟(事業費約72億円)
- ・再建・復元建造物等 20 棟(事業費約137億円)
- ・石垣 崩落・膨らみ・緩み 517 面(事業費約 425 億円)
 約23,600 ㎡(全体の29.9%)(うち崩落約8,200 ㎡(全体の10.3%))
- ② 阿蘇神社等の国指定(登録)文化財
 - ・被害状況 国指定(登録)文化財100件うち民間所有57件(指定等311件中)
 - ・被災総額:168 億円 (うち阿蘇神社9億円) ※熊本城を除く

③ 埋蔵文化財

- ・特に被災が大きかった 17 市町村における個人住宅等の全半壊戸数が4万2千棟を超え、建 替えに伴う埋蔵文化財調査の業務量が拡大。
- ・土木施設や農用地復旧などの公共事業の実施に伴い、埋蔵文化財発掘調査の業務量が拡大する。
- ・埋蔵文化財発掘調査等に係る事業費(推計):約1,000百万円国庫補助額(事業費の50%):約500百万円県補助額(事業費の5%):50百万円

2 現行制度及び要望内容

	項目	現行制度	要望内容
1	熊本城の復旧に向けた特段の 支援	櫓等:90% (5%嵩上げ) 石垣:75% (") *交付税措置95%	継続的な財政支援 継続的な人的かつ技術的支援
2	国指定(登録)文化財の復旧 に向けた国庫補助率の嵩上げ	国指定:70~85% 国登録:設計費のみ70%補 助	国庫補助率の嵩上げ
3	復興に係る埋蔵文化財発掘調 査に係る人材確保と国庫補助 率の嵩上げ	国庫補助:1/2	人的支援の継続 国庫補助率の嵩上げ

3 要望の詳細

- ① 県民の誇りであり、本県のシンボルである熊本城が大きく被災し、復旧のためには、長い年月と多額の経費を要するとともに高い専門性が必要となる。現在復旧を進めているが、復旧には今後20年程度要する見込みであることから、熊本城が復旧するまで引き続き復旧に向けた財政支援と、石垣等の復旧に係る知識や経験を有する専門職員の派遣等による人的支援をいただきたい。
- ② 国、県、市町村指定文化財及び未指定文化財の多くが被災し、復旧に多額の経費を要するため、県においては、民間からの寄附金を財源に、国指定から価値のある未指定文化財までの民間所有者に対する支援制度を創設し、早期復旧を支援しているところ。

このうち、国指定文化財の復旧には、国庫補助制度があるものの、復旧に要する費用が多額で、所有者の負担が大きいため、復旧が困難となっているケースがある。特に資力に乏しい民間が所有する国指定・国登録文化財の早期復旧を進めるためにも、補助率の嵩上げをお願いしたい。特に、国登録文化財は、工事費は対象となっていないため、民間所有者にとって負担が大きいことから、民間所有の被災登録有形文化財45件のうち11件は復旧できない可能性が生じている。

③ 熊本地震により 18 万棟を超える個人住宅の被害及び、各種インフラ等において甚大な被害が生じ、今後、復興に向けた住宅建替え及び公共事業に伴う事業が本格化することに伴い、土地の改変時に必要となる埋蔵文化財発掘調査の早期対応が求められている。

震災復興による土木施設や農用地復旧などの公共工事に伴う埋蔵文化財発掘調査の業務量が拡大する見込みであるが、調査に従事する専門職員の不足により、事業の進捗に遅れが生じることが考えられる。被災自治体等が安心して事業に取り組み早期復興を遂げるために、不足が見込まれる文化財専門職員の派遣につき、平成31年以降も引き続き、国の御支援、御協力をお願いしたい。

また、復興事業に係る埋蔵文化財発掘調査には事業計画に遅滞が生じないよう迅速な対応が 求められるため、業務委託も活用する必要があり、通常の直営調査に比べ多額の経費が必要と なる。そのため、被災自治体等の負担増加による対応の遅れが懸念される。復興事業そのもの の停滞を防ぐためにも、補助率の嵩上げ等による支援をお願いしたい。

【東日本大震災の事例】

1/2 国庫補助 + 1/4 補助率嵩上げ + 1/4 特別交付税 = 10/10

公立社会教育施設の災害復旧等に係る国庫補助制度の創設等

【 内閣府、文部科学省 】

提案·要望事項

公立社会教育施設の早期復旧及び復興に向けた支援のため、以下の措置を講じていただきたい。

- ① 特定地方公共団体の基準に該当しない市町村の公立社会教育施設に対する新たな国 庫補助制度の創設
- ② 特定地方公共団体指定の基準となる激甚災害法第3条第1項に規定される自治体負担 額合算額の対象事業への公立社会教育施設災害復旧事業の追加

【現状・課題等】

- 1 被害の状況及び総事業費
- ・社会教育施設(※)の被害の状況及び被害総額

(※ 社会教育施設:公民館、図書館、博物館、体育施設等)

(1)被害施設数:226施設

うち特定地方公共団体の基準に該当しない市町村施設数 60 施設 (内訳: 荒尾市1、八代市23、玉名市5、山鹿市5、菊池市5、

上天草市3、合志市10、水俣市1、菊陽町6、氷川町1)

(2)被害総額 : 11,865 百万円

うち特定地方公共団体の基準に該当しない市町村被害額 1,722 百万円 (内訳(千円): 荒尾市943、八代市29,992、玉名市1,718、山鹿市2,498、

> 菊池市 22,566、上天草市 740、合志市 1,517,419、 水俣市 629、菊陽町 145,517、氷川町 不明)

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
① 特定地方公共団体の基準に該当しない市町村の公立社会教育施設に対する国庫補助制度の創設	国庫補助制度なし	新たな国庫補助制度の創設
② 特定地方公共団体指定 の基準となる激甚災害 法第3条第1項に規定 される自治体負担額合 算額の対象事業への公 立社会教育施設災害復 旧事業の追加	対象外	対象事業への追加

3 要望の詳細

熊本地震では公立社会教育施設に甚大な被害が生じたが、現行制度では激甚災害法に基づく特定地方公共団体の基準に該当しない場合は、被害が生じていても災害復旧補助制度の適用がなく、 自治体負担が大きくなっているため、速やかな復旧が困難な状況が発生した。

公立社会教育施設は、熊本地震でも各自治体の指定避難所として活用されるなど地域で重要な役割を果たしており、地域における防災拠点としての施設の重要性を考えると、今後の激甚災害においては特定地方公共団体の基準に該当しない市町村でも、被災した施設の確実な復旧のための支援が必要であるとともに、基準の算定上も公立社会教育施設を公立土木施設等と同様に取り扱うべきであると考える。

そのため、①国庫補助制度の創設及び②特定地方公共団体指定の基準となる激甚災害法第3条第1項に規定される自治体負担額合算額の対象事業への公立社会教育施設災害復旧事業の追加をお願いしたい。

被災者の生活再建を支援するための事業に対する財政支援等

【厚生労働省】

提案•要望事項

- (1) 仮設住宅の供与期間の1年間延長などに伴い、被災者の生活再建を支援するため、 次の事業について平成31年度以降も同様の財政支援をお願いしたい。
 - ① 応急仮設住宅入居者等の見守りや相談支援等を行うための事業
 - ② 被災者の心のケアを実施するための事業
 - ③ 被災した妊産婦・乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制を確保するため の事業
- (2) 生活福祉資金貸付(緊急小口資金)の「特例措置」に係る制度の恒久化を図っていただきたい。
- (3) 被災者の経済的負担の軽減を図るため、認可外保育施設及び放課後児童クラブの利用者を支援する制度の創設をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 1 現在の状況
- (1) ①-1 熊本地震による応急仮設住宅等の入居状況(平成30年4月30日時点)
 - · 建設型仮設住宅 3,407 戸
 - · 借上型仮設住宅 11,625 戸
 - ・公営住宅等 764 戸
 - ①-2 地域支え合いセンター設置市町村 熊本市、宇土市、宇城市、阿蘇市、美里町、大津町、菊陽町、南阿蘇村、西原村 御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、八代市、菊池市、合志市 (18 市町村)
 - ②-1 こころのケアセンターの設置(平成28年10月17日設置)
 - ・約12名の職員で、年間約1,300件の相談や支援者への技術支援等の業務を行い、 被災者の心のケアに取り組んでいる。
 - ②-2 被災者の心の健康調査結果(平成29年3月~4月実施)
 - ・ 高度のメンタルリスク該当者が 9.7% (宮城県と同程度の結果)
 - ※ 平成31年度もケアセンター事業を継続する必要があり、平成29年度と同程度の財源が 必要と見込んでいる。(平成30年度は減額の予算調整が行われているため、平成29年度と 同程度の予算措置をお願いしたい。)
 - ③ 乳幼児健診における親子の心のケアの結果(期間:平成29年4月~平成30年2月)
 - ・相談問診票(県作成)を用いて12市町村で5,885組に実施
 - ・自覚症状が一つでもあった者:保護者33%、1歳6か月児16%、3歳児29%
 - ・健診時の相談支援で安心される方がほとんどで、約99%がその後の支援は不要
 - ・継続支援が必要な親子には、心理相談での支援や保健師による支援を実施
- (2) 緊急小口資金貸付「特例措置」(平成28年5月6日~6月17日) 貸付件数:11,689件
- (3) 利用者負担額の災害減免の実施状況:平成28年度 認可外5市町村、放課後13市町村 平成29年度 認可外6市町村、放課後9市町村

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
(1)①被災者見守り・相談支援等事業	国庫補助10/10	平成31年度以降も平成30 年度と同様の財政支援
(1)②被災者の心のケア支援事業	国庫補助3/4 ※1/4は特別交付税措置の見込み	平成31年度以降も平成29 年度と同様の財政支援
(1) ③被災した妊産婦・乳幼児の相談 支援等の母子保健事業	国庫補助3/4 ※1/4は特別交付税措置の見込み	平成31年度以降も平成30 年度と同様の財政支援
(2)生活福祉資金貸付(緊急小口資金) の「特例措置」	個別協議により適用	制度の恒久化
(3)被災した家庭の認可外保育及び放課後児童クラブ利用の支援制度	なし	制度の創設

3 要望の詳細

(1) ① 地域支え合いセンターは、被災者の見守りや生活支援、健康づくりや地域交流の促進などを通じて、被災者の痛みを最小化するとともに、安心した日常生活を支えるための支援を実施しており、避難生活等が長期化する中で生活再建を進めている被災者にとって欠くことができないものとなっている。

応急仮設住宅については、ほとんどが平成30年度に2年の供与期限を迎えるが、平成29年11月に応急仮設住宅入居者を対象に行ったすまいの再建に関する調査の結果において、約6割の世帯で入居期間の延長を希望しており、平成31年度以降の住まいの再建を見込む世帯は約5割に上る。残された早期退去が困難な世帯は、再建に向けた様々な課題を抱えている世帯であり、また退去が進むことにより孤立することも懸念されるため、地域支え合いセンターにおける更なるきめ細かな支援が非常に重要なものとなってくる。

県においては、平成31年度中の仮設住宅の解消、被災者の早期の生活再建に向けて、地域支え合いセンター事業をはじめ、住まいの再建支援策、公共工事等の早期の実施等に取り組んでいるが、住宅工事業者の不足、公共工事に時間を要すること等により、すべての被災者の生活再建には相当の時間を要する。

今後、仮設住宅入居者の退去が進むことにより事業規模は縮小していくものの、応 急仮設住宅が設置されている期間は、事業を継続する必要があり、平成31年度以降も 平成30年度と同様の財政支援をお願いしたい。

② こころのケアセンターは、被災者への相談支援、支援者への技術支援、被災者を支援 する人材の育成、心の健康に関する普及啓発等を通じて、被災者の心のケアを実施して おり、被災者にとって欠くことができないものとなっている。

また、本県で実施した被災者(応急仮設住宅入居者)の心の健康調査で、高度のメンタルリスク該当者の割合が宮城県の調査と同程度だったこと、また、今後生活再建プロセスで生じるストレスにより、心身の変調が長期間継続することが過去の震災により明らかになっていることなどから、中長期にわたる支援を行う必要がある。

このため、平成31年度以降も平成29年度と同様の財政支援をお願いしたい。

③ 被災した妊産婦・乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制を確保するために、「被災した妊産婦・乳幼児の相談支援等の母子保健事業」が、平成28年度に定額補助事業(10/10)として創設された。平成30年度は補助率が3/4、特別交付税措置が1/4となった。

被災した妊産婦・乳幼児等の心身の健康等に関する支援は中長期的に実施する必要があるため、平成31年度以降も平成30年度と同様の財政支援をお願いしたい。

(2) 熊本地震では、熊本県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付(緊急小口資金)について、国により、貸付対象の緩和や償還期限の延長など、通常より貸付要件が緩やかな「特例措置」を適用いただき、利用実績が1万件以上となるなど、被災者の生活再建を十分に後押しいただいた。

これらを踏まえ、本県においては、今後の大規模災害発生時においても、特例措置が迅速開始できるよう、国との協議や貸付事務の準備手順等を記載した「手順書」を作成したところ。国においても、生活福祉資金貸付(緊急小口資金)の特例措置が迅速に開始できるよう、大規模災害時の特例貸付について「生活福祉資金貸付制度要綱」に明記するなど、恒久的な制度としていただきたい。

(3) 被災者の経済的負担の軽減を図るため、保育所等の保育料については、平成28年度に 利用者負担の減免に対する財政支援(10/10)がなされたが、認可外保育施設や放課後児 童クラブについては、同様の財政支援制度がない。

そのため、これらの利用者負担の減免に対する財政支援制度の創設をお願いしたい。

医療・福祉施設に係る防災対策等の推進

【厚生労働省】

提案•要望事項

熊本地震を教訓として、今後の災害を見据えた医療・福祉施設に係る防災対策等を推進するため、以下について、システム構築や財政支援をお願いしたい。

- (1)被災した社会福祉施設等の支援のための I C T を活用した情報共有システムの構築
- (2)入院機能を停止した被災医療機関において、再建までの間、医療従事者を他の医療機関へ在籍出向させるための人件費等の補助制度の創設
- (3) 医療施設の業務継続計画 (BCP) 策定支援のための補助制度の創設
- (4) 施設耐震化促進のための補助制度の拡充等
 - (1)医療施設の耐震化促進のための補助制度の拡充
 - ②特別養護老人ホーム等の耐震化促進のための補助制度の創設

【現状・課題等】

- 1 被害の状況及び総事業費
 - (1) 社会福祉施設等の被害状況
 - ・高齢者関係福祉施設等 750 施設 ・障がい者福祉施設 267 施設
 - ・保育所等 508 施設・児童養護施設等 11 施設・救護施設 3 施設
 - (2) 在籍出向のための助成制度利用状況及び、事業費等
 - ・熊本県地域医療再生計画に基づく周産期医療機能強化のための事業の延長を行い、震 災前の医療提供体制の回復に向けた人材確保(在籍出向の活用)のための人件費等の 一部を助成(平成30年度予算)

(単位:人,千円)

区	分		H30
周産期医療機能強化	技術支援型	対象(予定)人数	30
【熊本県地域医療再生計	1文州又1安空	事業費	25, 380
画「全県版」】	研修型	対象(予定)人数	44
	柳廖空	事業費	37, 224
ar.		対象(予定)人数	74
ĒΤ	計		62, 604

- (3) 県内 213 施設における業務継続計画 (BCP) の策定率: 15.0% (平成 29 年 7 月時点)
 - · 策定済: 32 施設
 - ・未策定:181 施設(うち策定作業中:61 施設)
- (4) ①病院の耐震化の状況 (平成29年9月時点):141 施設/213 施設 (66.2%)

*未耐震建物 72 施設のうち 51 施設が耐震診断未実施

※全国平均72.9% (平成29年9月時点)

- ②広域型の特別養護老人ホーム等(熊本市を除く)の耐震化の状況(平成29年10月時点)
 - ・特別養護老人ホーム(広域型): 162 棟/176 棟(92.0%)
 - ※全国平均96.0% (平成28年3月時点。ただし、熊本県及び熊本市は含まれていない。)
 - ・養護老人ホーム:50 棟/59 棟(84.7%)
 - ※全国平均86.6% (平成28年3月時点。ただし、熊本県及び熊本市は含まれていない。)

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
(1) 社会福祉施設等の被災状況等が 把握できるシステム	なし	ICTを活用した社会福祉施設の被災・開 所等の集計・情報共有システムの構築
(2) 被災医療機関の医療従事者を他 の医療機関へ在籍出向させる場合 に要する人件費等の助成制度	なし	国庫補助金による恒久的な助成制度の創設
(3) 医療施設の業務継続計画 (BCP) 策定支援の補助制度	BCP策定研修会(国直轄)	マニュアルの充実や研修機会の 提供等の技術的支援に加え、計画 の策定や推進に要する経費に係 る補助制度の創設
(4) ①医療施設の耐震化を促進するための補助制度	医療提供体制施設整備交付金事業(耐震改修) ・基準面積及び単価例:二次救急病院 ①基準面積:2,300㎡ ②基準単価:40.3千円 ①×②基準額:92,690千円 ・対象施設 災害拠点病院、救命救急センター、二次救急病院、一定の耐震基準を満たさない病院、※公的病院は対象外 2 医療施設運営費等補助金事業(耐震診断) ・基準額 5,600千円	医療施設の耐震化補助制度の拡充 1 基準面積及び単価の引上げ (1) 耐震改修(例:二次救急病院) ①基準面積:8,635㎡ ②基準単価:165千円 ①×②基準額:1,424,775千円 ※医療施設耐震化基金を活用した 医療施設耐震化基備事業と同等 (2) 耐震診断 ・基準額 建物の規模等に応じた金額を設定(延床3,000~11,000㎡:3,000~27,500千円) 2 対象外施設の対象化 例:公的病院、在宅当番医制診療所等
(4) ②特別養護老人ホーム等の耐震 化を促進するための補助制度	なし	耐震工事に係る補助制度の創設

3 要望の詳細

(1) 熊本地震では、特に発災直後、社会福祉施設等の被災状況、開所や空室の状況、人員・物 資の充足状況等の把握ができず、国等からの被災状況等の問合せや利用者等からの開所状況 等の問合せについて十分な把握ができなかった。また、情報不足などから、被災した施設に 対する人員派遣、入所者の移送調整などの支援についても迅速な対応ができなかった。

社会福祉施設等の被災状況等を迅速に把握し、支援につなげるとともに、利用者等に対する情報提供を適時適切に行うことができるよう、国において、被災施設の状況を国や自治体がリアルタイムに情報共有できるシステムを構築していただきたい。

(2) 熊本地震では、医療施設の被害やそれらに伴う入院休止等から、熊本県地域医療再生計画で構築してきた医療提供体制において、高度医療従事者の損失危機や、周産期等の県内 医療提供体制に重大な影響を及ぼした。

そこで、平成27年度に事業が終了した熊本県地域医療再生計画において、国と協議を行い、 阿蘇医療センター救急医療機能の整備及び周産期医療機能強化のための事業の延長が実現し、 震災前の医療提供体制の回復に向けた人材確保(在籍出向の活用)のための人件費助成が行う ことができたものの、今回限りの措置である。

このため、今後再び大規模な地震が発生した場合、被災した医療機関の医療機能の復旧・回復するまでの間、地域医療の安定的な提供を図る(医療従事者の離職防止・他地域への転出防止等)ことができるよう、人材確保に向けた新たな補助制度の創設をお願いしたい。

(3) 熊本地震の教訓や災害直後の医療機関の役割を踏まえると、被害を最小限に抑えるための備えや、通常の医療機能を取り戻すための対応を盛り込むBCPの策定は必須であるが、本県の病院におけるBCP策定率は15.0%に止まっている。

BCP策定を促進するため、国においてマニュアルの充実や研修機会の提供等の技術的支援を行うとともに、計画の策定や推進に要する経費に係る補助制度の創設をお願いしたい。

- (4) ① 地震発生時、医療施設は、入院患者等の安全を確保するとともに、被災地から救急患者を受け入れ、適切な医療を提供する拠点となるため、建物の耐震化を促進する必要がある。未耐震診断・未耐震改修の病院に対しては、国の医療提供体制施設整備交付金等補助制度を紹介しているが、熊本地震後も反応は鈍く、補助制度の活用が進まない状況にある。これは、老朽化のため、耐震補強よりも、費用が多額だが新築建替を選択する病院が多いこと、現行補助制度の基準額が新築建替の実勢価格と比較して少なく、補助制度を活用しても多額の自己負担が生じること(資金不足)等の理由が挙げられている。以上の理由により、国による補助制度の拡充をお願いしたい。
 - ② 広域型の特別養護老人ホーム等については、単県補助による老朽化施設の改築等を通して耐震化を促進してきたが、整備数に限りがあること等から耐震化が進んでいない状況である。

特別養護老人ホーム等の多くは、福祉避難所として位置づけられており、耐震化への対応を急ぐ必要がある。このため本県では、平成30年度から新たに耐震改修の補助を設けたところではあるが、速やかな整備を進めていくため、国による耐震工事に対する補助制度創設をお願いしたい。

農林水産業の復旧・復興に向けた支援の充実

【農林水産省】

提案 · 要望事項

- 1 農林水産業の復旧・復興に向けた予算措置等
 - ① 復旧・復興の完了に向けた取組みは、平成31年度においても続くため、必要な 予算を確保していただきたい。
 - ② 防災・減災対策に必要な工事(治山、排水機場、海岸整備)に係る別枠の予算確保と本県への重点配分をお願いしたい。
- 2 農地・農業用施設の円滑かつ迅速な復旧と創造的復興への支援の充実強化 農地集積や大区画化、地域営農法人の設立など、中山間地域における「創造的復興」 のモデル的な取組みを「中山間地域総合整備事業」で実施しており、「農山漁村地域整 備交付金」の予算確保と本県への重点配分をお願いしたい。
- 3 海洋ゴミ (流木等) や堆積土砂対策の充実強化 海域を漂流する流木、流出土砂の堆積等による漁場環境悪化に迅速な対応を行うた め、新たな災害復旧事業の創設等、対策の充実強化をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 1 農林水産業の復旧・復興に向けた予算措置等
 - ① 平成31年度においても、大切畑ダムの復旧等も含めた復旧・復興の完了に向けた事業を推進する必要があるため、十分な予算確保が必要である。

本県では、引き続き、官民一体となった迅速な復旧に向けて、全力で取り組んでいるが、工事 量増加に伴う労働者や資機材の不足等により、不調不落が発生するなど、不測の事態が生じることも懸念される。

② 今回の地震等の被害を受けて、県内の防災意識が高まっており、治山事業、排水機場整備及び海岸整備等の防災・減災対策に資する事業のニーズが強まっていることから、十分な予算確保と本県への重点配分をお願いしたい。

とりわけ、治山事業については、迅速な復旧と効果的な流木災害対策の実現を図るため、大規模な災害に関連した治山激特事業は、通常予算とは別枠での確保を行っていただき、治山激特事業以外の治山事業についても、計画的な復旧ができるよう更なる予算枠の確保と本県への重点配分をお願いしたい。

2 農地・農業用施設の円滑かつ迅速な復旧と創造的復興への支援の充実強化

本県では、単なる原形復旧ではなく、未来に繋がる基盤整備として、県営事業により、熊本市(秋津)、阿蘇市(狩尾)、南阿蘇村(乙ヶ瀬)において、担い手への農地集積、大区画化等の創造的復興の取組みをモデル的に進めている。これらの取組みは、地震により被害を受けた農業者の意欲を後押しする重要なモデルであることから、十分な予算措置をお願いしたい。

特に、南阿蘇村乙ヶ瀬地区については、「中山間地域総合整備事業」を活用して創造的復興に取り組んでおり、「農山漁村地域整備交付金」の予算確保と本県への重点配分をお願いしたい。

3 海洋ゴミ (流木等) や堆積土砂対策の充実強化

本県では、平成28年4月の熊本地震に起因する流木や土砂が、6月の豪雨の後に有明海に大量に流れ込むなどの漁場への被害が発生した。今後も、豪雨等の災害が発生するたびに、海域を漂流する流木や堆積土砂等による漁場環境の悪化が危惧される。このうち、海域を漂流する流木等については、現行制度では十分対応できないため、例えば、東日本地域に対象を限定している「漁場復旧対策支援事業」の全国展開等、新たな支援の枠組みづくりをお願いしたい。

また、これまで堆積土砂対策として、水産環境整備事業を活用していたが、本来は災害復旧目的の事業ではなく、費用対効果などの事業要件があることや、国や県の予算措置後に着手することになるため、速やかに取りかかれない等の制約も多いことから、制度の見直し又は新たな災害復旧事業の創設をお願いしたい。

グループ補助金に係る財政支援措置の継続

【総務省、経済産業省】

提案 · 要望事項

地震により被災した多くの企業・事業者を支援するため、グループ補助金について、平成31年度を含め、今後も必要な財政支援措置を行っていただきたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

県内商工業の建物、設備等の被害額は8,200億円と推計され、その甚大な被害からの復旧・復興を促進するためには、平成31年度を含め、今後も財政支援措置が必要である。

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
グループ補助金の事業継続	平成28年度予算措置 1,474.5億円 (826.2億円を平成30年度〜事故繰 越) 平成29年度予算措置 70.3億円 (全額を平成30年度〜明許繰越)	次年度以降の事業実施に必要な 財政支援措置の継続

3 要望の詳細

今回の地震により被災した多くの企業・事業者にとって、東日本大震災時と同様に措置された グループ補助金を活用した復旧整備事業は、本県経済の復旧・復興にとって極めて有効な施策で あり、事業者の期待も非常に高い状況である。

本補助金申請予定者は、5,000件近くに上るが、平成29年10月時点でその1/4程度が未申請であったため、平日夜間、土日の受付や関係機関と連携した申請書作成相談会の開催、補助金申請書の作成支援、更には、工事業者不足で申請できない事業者への対応として、補助金申請予定者と工事業者とのマッチング会の開催や、遠隔地の工事業者との契約により発生する掛かり増し経費への県費支援の実施などにより、未申請者の大半を申請に導くことができたところである。

一方、「災害復旧などの公共事業の影響」や「工事業者不足」等の本人の事情によらない理由でこれまで申請できなかった事業者への対応としては、平成29年度補正予算により措置していただいたところであるものの、今後も本人の事情によらない理由で申請できない事業者や事業完了しない事業者が存在すると見込まれることから、万全の対応を図る必要がある。

このため、「平成31年度以降の本補助金の継続」について、東日本大震災と同様に複数年度に わたり事業が実施できるよう、地方財政措置を含めて引き続き格段の配慮をお願いしたい。

被災住宅用地特例の適用期間の延長

【総務省、国土交通省】

提案 · 要望事項

住宅建設に係る技術者や職人の不足などにより、多くの被災者が住宅再建に着手できない状況が続いていることから、固定資産税及び都市計画税に係る被災住宅用地特例について、適用期間の延長をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 現行制度 (H29 税制改正で常設化された事項を含む) 及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
被災住宅用地特例	2年度分(平成30年度課税分まで) (被災市街地復興推進地域については4年 度分(平成32年度課税分まで))1/6等	適用期間の延長
被災代替家屋の特例	平成33年3月31日までに取得等 した家屋を対象に4年度分1/2	_
被災代替償却資産の特例	平成33年3月31日までに取得等 した償却資産を対象に4年度分1/2	_

2 要望の詳細

- ・ 現行の被災住宅用地特例(価格の1/6(200 ㎡以下の部分)など)は、適用期間が2年度分 (被災市街地復興推進地域については4年度分)となっている。このため、平成31年度課税 の賦課期日(平成31年1月1日)までに住宅再建に着手できない場合、被災市街地復興推進 地域以外においては、平成31年度は住宅用地特例の対象外となり、固定資産税等の税額が増加することとなる。
- ・ 今後も、住宅建設に係る技術者や職人の不足などにより、多くの被災者がやむを得ず住宅再 建に着手できない状況が続くと見込まれることから、被災住宅用地特例の適用期間を延長して いただきたい。
- なお、同様の理由から、仮設住宅の入居期限の延長を要望している。

【参考1:被災住宅用地特例による対象件数及び特例適用額】

H29 実績: 県内市町村計 21 団体、約11,000 筆、約4.3 億円

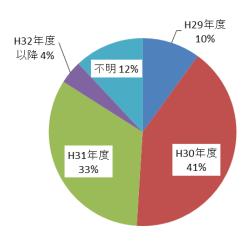
(熊本市)約2,800筆約1.5億円、(益城町)約2,000筆、約1.1億円

H30 見込: 県内市町村計 20 団体、約18,000 筆、約7.4 億円

(熊本市) 約7,500 筆 約4.1 億円、(益城町) 約2,000 筆、約1.1 億円

【参考2:住まいの再建に関する調査結果 (H29.11 実施)】

仮設住宅入居者(県内17,507世帯)を対象としたアンケート調査(回答率93%)では、住まいの再建先は自宅が5割となっており、また、平成31年度以降に住まいの再建が完了すると回答した世帯は全体の37%となっている。



【参考3:仮設住宅の供与期間満了に伴う延長手続】

平成30年4月及び5月に供与期間が満了する世帯は3,764世帯であり、このうち、供与期間を延長する世帯は1,968世帯で、自宅再建が完了しないことを理由として延長された世帯は824世帯であり、供与期間満了世帯(3,764世帯)に占める割合は21.9%である。

なお、仮設住宅対象世帯は17,507世帯 (H29.11末時点)であり、自宅再建が完了していない世帯は、全体で3,800世帯程度と推計される。

被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備や 住まい確保・再建と復興まちづくりに必要な事業への予算確保等

【総務省、財務省、国土交通省】

提案 · 要望事項

熊本地震により甚大な被害を受けた被災地の復旧・復興に必要な以下の取組みについて、十分な予算確保や地方負担の軽減等の中長期的な支援をお願いしたい。

- ① 被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備(公共土木施設等の災害復旧、復興を支援する道路整備、河川管理施設・下水道施設・港湾施設の耐震化、土砂災害対策、 能本城公園の早期復旧と耐震化等)
- ② 住まいの確保・再建と復興まちづくり(宅地の復旧・耐震化、土地区画整理事業等による被災市街地の復興、災害公営住宅の整備等)

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

道路、河川、砂防、港湾、海岸、下水道、都市公園といった公共土木施設等が3,300箇所以上と広範に被災し、被害額は約1,900億円に及んでいる。また、公営住宅の被害は131団地で、土砂災害は158箇所で発生した。

また、益城町や南阿蘇村、西原村等をはじめとする被災地において、家屋の倒壊や道路の寸断、 宅地被害等が発生し、避難や救助、復旧活動時の避難路や緊急車両の通行機能を有した道路の通 行に支障が出るなどの課題が浮き彫りとなった。

2 現行制度及び要望内容

被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備や住まいの確保・ 再建と復興まちづくりに必要な事業の予算確保等 ①被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備	項目	要望内容
 ・公共土木施設等の災害復旧 ・復興を支援する道路の整備 ・河川管理施設、下水道施設、港湾施設の耐震化 ・熊本地震で土砂災害が発生した箇所等における土砂災害対策 ・熊本城公園の早期復旧と耐震化 等 ②住まいの確保・再建と復興まちづくり ・宅地の復旧・耐震化 ・土地区画整理事業、小規模住宅地区改良事業、都市防災総合推進事業等による被災市街地の復興 ・災害公営住宅の整備や家賃低廉化 ・応急仮設住宅の利活用 等 	再建と復興まちづくりに必要な事業の予算確保等 ①被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備 ・公共土木施設等の災害復旧 ・復興を支援する道路の整備 ・河川管理施設、下水道施設、港湾施設の耐震化 ・熊本地震で土砂災害が発生した箇所等における土砂災害対策 ・熊本城公園の早期復旧と耐震化 等 ②住まいの確保・再建と復興まちづくり ・宅地の復旧・耐震化 ・土地区画整理事業、小規模住宅地区改良事業、都市防災総合推進事業等による被災市街地の復興 ・災害公営住宅の整備や家賃低廉化	地方負担の軽減等の中長期的な支援

3 要望の詳細

① 熊本地震からの復興を真に実現するためには、公共土木施設等の災害復旧事業だけでなく、 リダンダンシーの強化及び観光地域へのアクセスを強化する道路整備や被災地域の経済を支 える物流拠点となる港湾施設の耐震化、被災地域の安全・安心を確保する河川管理施設・下水 道施設の耐震化等のインフラ整備が不可欠である。

そのため、熊本地震からの迅速な復旧・復興に必要となるインフラ整備に係る予算の確保を 引き続きお願いしたい。

② 平成29年度補正予算及び平成30年度当初予算では、災害公営住宅整備事業や、宅地耐震 化推進事業をはじめ小規模住宅地区改良事業、都市防災総合推進事業等の被災地の復興まちづ くりに必要な予算を確保いただくとともに、平成29年度補正予算では、熊本地震による災害 の復興事業に係る補正予算債を措置いただくことで、地方負担の軽減が図られた。

本格的な復興を成し遂げるためには、宅地の復旧・耐震化や災害公営住宅の整備、応急仮設住宅の利活用等の住まいの確保・再建に向けた事業とともに、土地区画整理事業、小規模住宅地区改良事業、都市防災総合推進事業等の被災地の復興まちづくりに必要な事業を、市町村と連携し引き続き進めていく必要があることから、これらの事業について、中長期的な予算の確保や地方負担の軽減など、国による継続した支援をお願いしたい。

阿蘇地域の早期復旧・復興に向けた国直轄及び国直轄代行事業の早期完成

【財務省、国土交通省】

提案 · 要望事項

被災した阿蘇地域の早期の復旧・復興に向け、直轄事業による阿蘇大橋地区の大規模 崩壊斜面対策及び国道57号(現道、北側復旧ルート)の災害復旧事業並びに直轄代行 事業による国道325号阿蘇大橋について、早期完成をお願いしたい。

また、応急復旧していただいた県道熊本高森線(俵山トンネルルート)及び南阿蘇村道栃の木~立野線の災害復旧事業については、早期の恒久復旧をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

南阿蘇村の阿蘇大橋地区では大規模な斜面崩壊が発生し、国道57号が遮断されるとともに、 国道325号阿蘇大橋が落橋した。また、西原村の県道熊本高森線俵山トンネルルートでは、橋 梁6橋及びトンネル2本を含む延長約10kmに渡って大規模に被災するなど、阿蘇地域では特 に甚大な被害が発生した。

2 現行制度及び要望内容

項目	要望内容
直轄事業及び直轄代行事業 【直轄事業】 ・阿蘇大橋地区の大規模崩壊斜面対策 ・国道57号(現道、北側復旧ルート) 【直轄代行事業】 ・国道325号阿蘇大橋 ・県道熊本高森線(俵山トンネルルート) ・南阿蘇村道栃の木~立野線	早期完成

■工事が進む国道57号北側復旧ルート(H30.4月時点)





国土交通省熊本河川国道事務所ホームペジより

3 要望の詳細

今回の熊本地震で被災した阿蘇大橋地区の斜面や国道57号、国道325号阿蘇大橋については、被害の規模や現場状況の厳しさから、復旧は困難を極めると想定されたが、国においては、いち早く直轄事業及び直轄権限代行事業で復旧事業等に取り組んでいただいた。

また、県道熊本高森線と南阿蘇村道栃の木〜立野線については、全国で初めて大規模災害復興法に基づく直轄代行で復旧事業に取り組んでいただいている。

いずれの路線も地域住民の重要な生活道路であるとともに、本県にとっても物流や阿蘇地域の観光産業を支える非常に重要な路線である。

現在でも、通行止めが続いている路線もあり、多くの県民が通学や通勤など、不便な日常生活を強いられているとともに、熊本県内はもとより九州全体の物流や観光など、経済活動にも非常に深刻な影響を及ぼしている状態が続いている。

これらの復旧は、地元の期待も大きく、また、阿蘇地域ひいては熊本県の復興に欠かせないものであるため、引き続き、国道57号(現道、北側復旧ルート)と国道325号阿蘇大橋の早期完成と、応急復旧している県道熊本高森線(俵山トンネルルート)及び村道栃の木~立野線(長陽大橋ルート)の恒久復旧に向けた事業促進をお願いしたい。

<国の対応状況>

- ・阿蘇大橋地区の崩壊斜面対策及び国道57号(現道)については、復旧事業推進中。
- ・国道57号(北側復旧ルート)及び国道325号阿蘇大橋については、平成32年度での全線開通目標を公表(H29.4.16)し事業推進中。
- ・県道熊本高森線(俵山トンネルルート)については、トンネルと旧道を活用して平成28年 12月に暫定開通。
- ・村道栃の木~立野線(長陽大橋ルート)については、平成29年8月に応急復旧により開通。 ※平成29年4月24日 能本復興事務所・能本地震復旧対策研究室設置

益城町被災市街地復興推進地域内における 街路事業等への財政上の支援措置

【総務省、財務省、国土交通省】

提案 · 要望事項

熊本地震により甚大な被害を受けた益城町の被災市街地復興推進地域内における街路 事業等の復興関係事業については、被災市街地復興特別措置法第6条により、自治体がで きる限り速やかに整備を行うこととされている。

今後、被災市街地復興推進地域内の復興を着実に履行するため、事業実施に必要な予算 を確保するとともに、被災市街地復興土地区画整理事業以外の復興関係事業についても、 同様の事業と位置付け、地方負担の軽減を図るための財政上の支援措置をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 要望の背景と内容

熊本地震により、市街地が広範囲にわたり甚大な被害を受けた益城町においては、被災市街地 復興特別措置法の規定に基づく「被災市街地復興推進地域」の緊急かつ健全な復興を図るため、 土地区画整理事業をはじめ街路事業、下水道事業など様々な復興関係事業に取り組んでいく必要 がある。

そのような状況の中、平成29年度補正予算及び平成30年度予算では、益城町被災市街地復 興推進地域内の復興関係事業に対し、特段のご配慮をいただき必要な予算が確保され、復興関係 事業の推進を図られる状況となっている。

また、地方負担についても、被災市街地復興土地区画整理事業については、平成29年度において熊本地震の特例として公共施設の整備に伴い連鎖的に移転が必要となる建築物の移転補償費を補助対象に拡大していただいたうえ、被災市街地復興特別事業として十分な地方財政措置がなされている。

更に、小規模住宅地区改良事業及び都市防災総合推進事業については、平成29年補正予算に おける補正予算債が措置され、大きく地方負担の軽減が図られたところ。

益城町においては、被災市街地復興土地区画整理事業と一体となって復興を牽引するために必要な街路事業や小規模住宅地区改良事業、都市防災総合推進事業、下水道事業などの復興関係事業について、宅地再建と併せて出来るだけ早期に実施することが必要である。

しかし、被災市街地復興土地区画整理事業以外の復興関係事業については、平時の事業と同様の財政措置のため、依然として復興に係る地方負担は膨大なものとなり、復旧・復興事業を実施せざるを得ない益城町においては危機的な財政状況となることが懸念される。

今後、復興関係事業が本格化していく中で、益城町被災市街地復興推進地域内における復興関係事業については、引き続き、必要な予算を確保するとともに、被災市街地復興土地区画整理事業以外の復興関係事業についても、同様の事業と位置付け、地方負担の軽減を図るための財政上の支援措置をお願いしたい。

2 現行制度及び具体的要望内容

益城町被災市街地復興推進地域内で行う主な事業

項目	要望内容
被災市街地復興土地区画整理事業	必要な予算の確保
街路事業	必要な予算の確保
小規模住宅地区改良事業	並びに 上記「被災市街地復興
都市防災総合推進事業	土地区画整理事業」と 同様の事業としての 財政上の支援措置
下水道事業	

道路、河川堤防等の地震により増大する維持管理費に対する財政支援

【総務省、財務省、国土交通省】

提案 · 要望事項

熊本地震及び度重なる余震で発生した山腹崩壊土砂や不安定土砂の継続的な流出による河川内の堆積土砂の掘削及び脆弱化した道路、河川堤防等の維持管理費等に対する国の 財政支援をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

熊本地震においては、震度7を記録した2度の地震のほか、4,300回を超える余震に伴い、 山腹崩壊や地盤の緩みが発生している。このため、山腹崩壊土砂や不安定土砂が、河川に継続的 に流出し、堆積しているため、平成30年度以降も十砂の掘削等が必要になっている。

また、道路施設(橋梁、舗装、防災施設等)や河川堤防施設等の脆弱化に伴い、梅雨等の出水期などにおける災害リスクが高まっており、各施設の点検や補修等の維持管理に係る経費が増大している。

特に、道路については、地震の大きな揺れによる地盤の脆弱化、迂回路等による大型交通量の 増加のため、舗装の劣化が進行し問題となっている。また、地震後に実施している路面下空洞化 調査や緊急法面点検においても、新たな危険箇所が顕在化してきている。

このように、地震により増大する維持管理経費等については、地震に起因するにもかかわらず 災害復旧事業の対象とならず、単独費で対応せざるを得ないものが多く、必要な予算確保が課題 となっている。

○熊本地震関連県予算(単県事業:維持管理関係)

(単位:千円)

項目	H29当初	H29補正	H30当初
河川災害関連事業 (河川掘削事業費等)	1, 309, 396		553, 000
道路災害関連事業(舗装修繕費、災害防除費等)	1, 122, 492	940,000	1, 384, 587

2 要望の詳細

今回の地震により発生した流木や土砂の撤去などで災害復旧の補助採択に至らないものや、迂回路の舗装補修、落石の除去などで補助対象とならないものについて、これまで単独費で対応しており、未曽有の大災害からの復旧・復興に取り組む中で、国からは様々な御支援をいただいているが、現制度では補助対象とならない、こういった費用の積み重ねが県や市町村財政の大きな負担となっている。

そのため、地震に起因するものの、災害復旧事業の対象とならない土砂掘削や維持管理等に関する経費についても、災害復旧事業に準ずるものとして、特別な財政支援をお願いしたい。

阿蘇くまもと空港の創造的復興への支援

【国土交通省】

提案•要望事項

- ① 国内外からのゲートウェイ "阿蘇くまもと空港"について、コンセッション方式の導入による熊本の更なる発展に繋がる創造的復興の早期実現のため、平成30年度末までの新たな運営権者の選定及び平成31年度末までの国内線別棟ビルの完成、並びに、一日も早い新ターミナルビル完成に向けた支援をお願いしたい。
- ② 阿蘇くまもと空港への交通アクセスの機能強化に向けた支援をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 1 被害の状況及び総事業費
 - ・被害の状況: 天井の落下、躯体の損傷(主に増築部分)、壁に多数の亀裂などの大規模な損壊が発生。
 - ・総事業費:未定(新ビルの設計・建設費用は、新しい運営権者において積算)

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
阿蘇くまもと空港の 創造的復興	_	・コンセッション方式の早期導入(平成30年度末までの運営権者選定) ・国内線別棟ビルの平成31年度末までの完成及び運用に係る国の全面支援 ・空港アクセス機能強化に向けた支援

3 要望の内容

① 熊本地震により、阿蘇くまもと空港ターミナルビルが損壊し、特に国内線ビルでは、一部天井の落下、躯体の損傷(主に増築部分)、壁の多数の亀裂など多大な損傷を受けた。

その後、応急復旧工事は完了したが、耐震性能は従前のままであり、又、国内線ビルの老朽化 や国際線ビルの狭隘さなどの問題が残るため、県としては、十分な耐震性能を有する国内線と国際線が一体となった新しいターミナルビルを建設する必要があると判断し、その手法として、新ターミナルビルの設計段階から民間の専門性、ノウハウ、資金を最大限活用するため、コンセッション方式の導入を目指すことを決定した。

平成30年3月には、募集要項が公表され、平成30年度末までの新たな運営権者の選定及び平成31年度末までの国内線別棟ビルの完成、並びに平成34年度中の新ターミナルビルの供用開始などが盛り込まれたところであるが、引き続き、阿蘇くまもと空港のコンセッション方式の導入による創造的復興の早期実現に向けて、手続を着実に進めていただきたい。

また、新ターミナルビル建設に当たり、十分な耐震性と円滑なターミナル機能を備えた国内線 別棟ビルの早期完成及び同ビル運用中のランプバスの調達等について国の全面支援をお願いし たい。

② 阿蘇くまもと空港は、鉄道軌道が接続しておらず、空港への交通アクセスは、自家用車やリム

ジンバスに頼るしかなく、朝夕の渋滞時には著しく定時性が低下するなど非常に脆弱である。幸い、今回の地震ではアクセス道路が寸断されることが無く事なきを得たが、リダンダンシー確保の観点から、大量輸送が可能なアクセス手段の導入が求められている。

現在、阿蘇くまもと空港を熊本地震からの創造的復興のシンボルとして、コンセッション方式 の導入による新ターミナルビルの建設を目指すとともに、新規路線の誘致等の各種事業に取り組 んでおり、今後、空港利用者の大幅な増加が期待されている。そうした中で、利用者の利便性向 上も図る必要があるため、鉄道軌道の導入も含めたアクセス改善策を検討しているところである。 これは、九州全体の交流人口拡大にも大きく寄与するものと考えている。

しかしながら、ハード整備については多額の費用を要し、国の支援なしには実現困難であることから、今後、整備方針が決定した場合には、整備費用にかかる手厚い支援及び特別な配慮をお願いしたい。

南阿蘇鉄道等の早期復旧に向けた支援

【総務省、国土交通省】

提案 · 要望事項

- ① 第三セクター鉄道である南阿蘇鉄道の災害復旧事業に必要な中長期的な予算の確保等をお願いしたい。
- ② 阿蘇地域の復興に向けた阿蘇大橋地区の砂防事業、道路事業と一体となったJR豊 肥本線の早期復旧への支援をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 1 被害の状況及び総事業費
- ①南阿蘇鉄道
 - ・被害状況 立野地区を中心に橋梁損壊、トンネル亀裂多数等 平成28年4月15日から全線運休(※7月31日、高森駅-中松駅間運行再開)
 - ・総事業費 約65~70億円 ・工 期 設計着手から5年程度 ※工期等については、今後の詳細設計等により精査される予定
- ② J R 豊肥本線
 - ・被害状況 阿蘇大橋地区を中心に大規模な斜面崩壊等多数 平成28年4月15日から肥後大津駅-豊後荻駅で運休 (※7月9日、阿蘇駅-豊後荻駅間で運行再開)
- 2 現行制度及び要望内容(①南阿蘇鉄道)

項目	要望内容
復旧に必要な予算確保	復旧工事に必要な「特定大規模災害等鉄道施設災害復旧費補助」に 係る予算額の確保
税制特例措置の適用	東日本大震災における三陸鉄道に相当する特例措置の適用 ・固定資産税に係る課税標準の引下げ(1/4、2/3) ・不動産取得税及び登録免許税の免除

3 要望の詳細

南阿蘇鉄道とJR豊肥本線は、立野駅で連絡し、阿蘇地域内においても、また熊本都市圏とのアクセスにおいても欠かすことのできない交通機関である。さらに、南阿蘇鉄道は、国内外からの観光客に人気のトロッコ列車が運行されるなど、地域の貴重な観光資源でもある。

南阿蘇鉄道については、国庫補助率の嵩上げなど新たな支援制度が決定され、平成29年度補正予算及び平成30年度当初予算に災害復旧費の一部が計上されたところ。復旧事業の確実な実施に必要な中長期的な予算の確保に加え、復旧後の長期的な運行をより確かなものとするためにも、東日本大震災における三陸鉄道に相当する税制特例措置による支援をお願いしたい。

また、JR豊肥本線については、JR九州の復旧工事と国直轄の阿蘇大橋地区の砂防事業等を 連携して進めていただくなど、早期復旧に資する支援をお願いしたい。

(参考) 南阿蘇鉄道に係る災害復旧事業費(見込み)

単位:百万円

					丰 陞·日初11
	事業費	国 (1/2)	県 (1/4)	南阿蘇村 (1/4)	主な復旧工事
H29.2補 (国補正対応)	900	450	225	225	・第一白川橋りょう調査設計(測量、地質調査、下部工設計)・戸下トンネル調査設計(測量、設計、落石調査)・犀角山掘削、犀角山トンネル撤去工事
H30当初	1,300	650	325	325	・第一白川橋りょう復旧工事(上部工設計、仮設備設置等) ・戸下トンネル復旧工事(坑内排水工等) ・立野橋りょう調査設計
H31~34 (見込み)	4,481	2,241	1,120	1,120	・第一白川橋りょう復旧工事(下部工・上部工工事等) ・戸下トンネル復旧工事(起点斜面工事等) ・信号・通信設備復旧工事、軌道整備工事 等
計	6,681	3,341	1,670	1,670	

[※]南阿蘇鉄道(株)作成「災害復旧費積算」及び「復旧工事スケジュール」より

観光地復興のための支援

【文部科学省、経済産業省、国土交通省】

提案 · 要望事項

- (1) 熊本地震からの復興のため、海外に向けた観光物産振興策に対する次の支援をお願いしたい。
 - ①国において海外に向けた観光プロモーション等を実施する際、2019年に国際 スポーツ大会の開催も控えている熊本に重点化した取組みの推進等
 - ②外国人観光客へのおもてなし向上の取組みへの支援
 - ③国際観光旅客税の税収の一部を財源とした、地方自治体にとって自由度が高く創 意工夫を活かせる交付金等の創設
 - 4県内企業の海外販路開拓に対する支援強化
 - ⑤外国クルーズ船誘致のためのプロモーションに対する支援
- (2)「防災・減災教育」をテーマとした修学旅行の実施について、学校関係者等へ働き かけをお願いしたい。
- (3) 熊本地震による甚大な被害を受けた阿蘇地域の観光復興について支援をお願いしたい。
 - ①交通インフラが整備されるまでの間の代替交通機関利用者への支援
 - ②阿蘇地域の広域周遊観光促進に関する支援

【現状・課題等】

- 1 被害の状況及び総事業費
- (1) 海外に向けた観光物産振興策の推進

熊本地震発生後、激減した外国人観光客数は、九州ふっこう割等の様々な対策を講じてきた結果、震災前の数にまで回復はしているものの、増加率において九州全体の水準より低く、十分に回復しているとは言えない状況である(H29 年宿泊者数の対 H27 年増減率:熊本県=10.1%、九州全体=35.9%)。

また、震災の影響を受け、休業等を余儀なくされた事業者が多数いるが、一度絶たれた販路の 回復には相当の時間を要する。創造的復興を果たすためには、国内の販路回復だけでなく、アジ アを中心とした海外の活力を取り込むことが重要であるが、県内企業の海外展開の経験が不十分 であり、海外へのマーケット開拓が進んでいない状況である。

(2) 防災・減災教育をテーマとした修学旅行実施の働きかけ

熊本地震の発生により県内に甚大な被害が発生し、平成28年度の修学旅行は約64%がキャンセルされ、平成29年度においても阿蘇地域の代表的なホテルの予約状況は地震前の約45%にとどまっており、修学旅行の回復は非常に厳しい状況である。(熊本県教育旅行受入促進協議会調べ)

平成29年度上半期の九州への教育旅行延べ宿泊実績は、平成27年度の80%だが本県は44.2%となっており、九州観光周遊の中心に位置づけられる熊本の修学旅行の回復の遅れは、九州全体に影響している。(九州観光推進機構調べ)

風評被害や保護者等の不安を払しょくするため、平成28年度から、旅行会社や学校関係者を対象とした教育旅行素材説明会、旅行会社を招請した現地説明会により正確な情報発信に努めている。

また、自然災害に見舞われやすい日本では、防災や減災に関する学びを通じて今後の災害に備えることが重要であることから、本県では、熊本地震の経験や教訓を発信する「熊本地震から学ぶ学習プログラム」を造成し、激減した修学旅行の回復に向けて取り組んでいる。

国においても、学校防災のための参考資料『「生きる力」を育む防災教育の展開』において、 発達の段階に応じた防災教育の目標が示されている。

(3) 阿蘇観光の復活

これまで、本県観光をけん引してきた阿蘇地域では、平成28年4月の熊本地震及び同年6月末の大雨による土砂崩れ等の影響により、交通インフラや観光関連施設に甚大な被害が発生し、著しく観光客が減少した。

そこで、昨年10月、阿蘇地域の観光協会長等が初めて一体となり、落ち込んだ阿蘇地域の観光産業を立て直すための活動を行う組織「阿蘇地域観光協会長会議(仮称)」を立ち上げ、阿蘇地域の観光復活に向け動きだした。

しかしながら、阿蘇地域の観光の目玉である阿蘇中岳火口見学が、本年2月28日に再開したものの、火山活動の活発化により、3月3日には再び立ち入りが自主規制され、4月24日には規制が解除されるなど、阿蘇観光の回復は自然環境による影響を受けるところが大きく、復活の見通しは不安定な状況である。

平成29年10月から12月の県内主要39宿泊施設の宿泊客の動向調査からも、県全体に比べると、阿蘇地域、特に阿蘇中部・南部地域は、未だに旅行需要が回復しきれていない状況が判明している。

【宿泊客の動向(県内主要39宿泊施設の10月~12月対前々年比)】

県全体		86.4%
	阿蘇を除く県全体	89.6%
	阿蘇全体地域	82.1%
	阿蘇中部·南部地域	79.9%

出典:熊本県宿泊客数動向調査を基に作成

2 現行制度及び要望内容

(1) 海外に向けた観光物産振興策の推進

	項目	現行制度	要望内容
1	国において海外に向けた観光 プロモーション等を実施する 際の熊本に重点化した取組み の推進等	観光庁のH30年度予算において、訪日プロモーションの抜本改革10,011百万円が計上されている。	JNTOのプロモーション事業におけるメディア等の広報媒体によって熊本の観光を情報発信する取組みの重点化及び現地旅行会社に対して、本県を周遊する旅行商品造成の働きかけ
2	外国人観光客へのおもてな し向上の取り組みへの支援	観光庁のH30年度予算において訪日 外国人旅行者受入環境整備緊急対 策事業9,632百万円が計上されてい る。	「宿泊施設インバウンド対応支援 事業」にかかる支援対象者の拡充
3	国際観光旅客税の税収の一部を財源とした、地方自治体への交付金等の創設	平成31年1月7日から国際観光旅客 税が施行され、国のH30 年度予算に 充当。	地方自治体にとって自由度が高く 創意工夫をインバウンド対策事業 に活かすことができる交付金等の 創設
4	県内企業の海外販路開拓に 対する支援強化	経済産業省のH30年度予算において、中小企業等の海外展開支援 2,040百万円が計上されている。	JETRO熊本の機能拡充等、熊本 県内企業への支援の重点化
5	クルーズ船誘致のためのプロモーションに対する支援	海外クルーズ船社等招請事業 (観光庁・JNTO主催/年5~6回開 催)	九州での商談会の開催等

(2) 防災・減災教育をテーマとした修学旅行の実施の働きかけ

項目	現行制度	要望内容
学校関係者等への働きかけ	文部科学省において、各県教育委員	「防災・減災教育」をテーマとした
	会等に対し、熊本地震後の風評被害	修学旅行の実施について、国による
	防止に関する通知を発出	働きかけ

(3) 阿蘇観光の復活

	項目	現行制度	要望内容	
1	阿蘇地域における交通インフ	なし	JR豊肥本線の不通区間が回復す	
ラが整備されるまでの間の代			るまでの間、九州周遊チケットの利	
	替交通機関利用者への支援		用者が、土日祝日の代替観光バスを	
			利用する際の運賃補助に係る支援	
			及び施策実現に向けたJR及びバ	
			ス会社への働きかけ	
2	阿蘇地域の広域周遊観光促	広域周遊観光促進のための新たな	交通インフラが復旧するまでの間、	
	進に関する支援	観光地域支援事業	阿蘇地域の広域周遊観光促進のた	
			めの強力な支援 (ex. 補助率の維持)	

3 要望の詳細

- (1) 海外に向けた観光物産振興策の推進
 - ① 国において海外に向けた観光プロモーション等を実施する際の熊本に重点化した取組みの 推進等

被災地のイメージを払拭し、熊本への訪問意欲を高めるため、本県への外国人観光客の9割以上を占める東アジア及び東南アジアや、本県で開催される国際スポーツ大会や東京オリンピック・パラリンピックにより観光客の増加が期待できる欧米や豪州において観光プロモーションを積極的に展開したい。そのため、アジア地域や欧米豪地域を対象にJNTOで実施されているプロモーション事業において、国立公園満喫プロジェクトによりブランド化を進めている「阿蘇・くじゅう国立公園」をはじめとする熊本観光の魅力について、メディア等の広報媒体によって情報発信する取組みを重点化し、併せて、2019年に開催される女子ハンドボール世界選手権大会(本県が開催地)及びラグビーW杯に出場する欧米や豪州等の現地旅行会社に対して、本県での周遊が含まれる旅行商品造成の働きかけを進めていただきたい。

② 外国人観光客へのおもてなし向上の取り組みへの支援

失われたインバウンド需要を取り戻すためには、「クレジット・電子マネー決済端末の導入、トイレの洋式化、表示等の多言語化、Wi-Fiの整備」など、外国人観光客が快適に観光を楽しむための環境整備が必須であり、観光客が最初に訪れる観光拠点施設の他、旅の目的地である各観光施設や宿泊施設等の受入体制を十分に整えることが重要である。よって、観光庁が「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」のうち「宿泊施設インバウンド対応支援事業」について、本県の観光産業が地震により傷んでいる状況を鑑み、支援対象者の観光施設への拡充についてご配慮いただきたい。

③ 国際観光旅客税の税収の一部を財源とした、地方自治体への交付金等の創設

国においては、観光促進のための税として平成31年1月7日から国際観光旅客税を施行し、 観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図ることとされており、平成30年度予算の 財源として充当されているところである。

本県においても、熊本地震で減少した外国人観光客を九州全体の増加率まで増加させるために、観光プロモーションを展開しているところであるが、限られた財源の中、復旧を優先させなければならない状況である。そうした中、2019年のラグビーワールドカップ及び世界女子ハンドボール大会の本県開催に向け、インバウンド対策が重要となっている。このため、インバウンド対策の事業を着実に進められるよう、地方自治体にとって自由度が高く創意工夫に活かすことができる交付金等の創設をお願いする。

④ 県内企業の海外販路開拓に対する支援強化

県内企業が震災からの復興を目指すに当たっては、アジアを始めとした海外市場の活力を取り込むことが有効であり、震災以降、県内企業の海外市場への関心が高まっている。しかしながら、海外経験の乏しい県内中小企業が新たに海外展開に取り組むことは容易ではなく、それぞれの企業が抱える課題に対応した丁寧な支援が求められている。このような中で、豊富な情報とノウハウを持つJETRO熊本への相談件数も増加傾向にある。このため、JETRO熊本の機能拡充等により、熊本県内企業の海外展開を重点的に支援していただきたい。

⑤ クルーズ船誘致のためのプロモーションに対する支援

本県では、「八代港でのクルーズ拠点整備」を熊本地震からの創造的復興に向けた重点 10 項目の1つに掲げ、年間 200 隻程度の大型クルーズ船が寄港可能な受入環境を実現に向けた港湾整備を進めている。そこで、平成 32 年 4 月からのクルーズ専用岸壁・ターミナルの供用開始に向け、今後クルーズ船誘致を活発化したいと考えているため、港等の視察機会を作るためにも、観光庁・JNTOによるクルーズ船社との商談会の九州での開催をお願いしたい。

(2) 防災・減災教育をテーマとした修学旅行実施の働きかけ

国においては、地震の影響により落ち込んでいる本県への修学旅行回復のため、都道府県教育委員会等の学校関係者や旅行業界に対し、本県への修学旅行の実施について働きかけを行っていただいている。

本県としても、熊本地震の経験や教訓を発信する「熊本地震から学ぶ学習プログラム」を造成し、激減した修学旅行の回復に向けて取り組んでいる。

自然災害に見舞われやすい日本では、防災や減災に関する学びを通じて今後の災害に備えることが重要であることから、防災・減災教育をテーマとした修学旅行の実施について、学校関係者等の理解を促進するための働きかけをお願いしたい。

(3) 阿蘇観光の復活

地震直後の平成28年には、国の強力な御支援により、「九州ふっこう割」を実施した結果、旅行需要の一定の回復が見られた。しかしながら、交通インフラや観光施設の復旧になお多くの時間を要し、本格的な回復への道のりは長期にわたることが見込まれている。特に阿蘇地域の大動脈である国道57号やJR豊肥本線の復旧までは交通アクセスが制限され、大量の観光送客は困難であることから、阿蘇地域の広域周遊を促進するために、以下の取組みへの財政支援をお願いしたい。

- ・ J R 豊肥本線の不通区間である肥後大津駅〜阿蘇駅間の交通インフラが回復するまでの間、 J R 九州レールパスなど、九州を周遊するチケットの利用者が代替バスに乗車する際の運賃 補助に係る支援及び施策の実現に向けた交通事業者への働きかけをお願いしたい。
- ・交通インフラが復旧するまでの間、阿蘇地域の広域周遊観光促進のための強力な支援 (ex. 補助率の維持)

被災動物等の救護支援

【環境省】

提案·要望事項

平成 28 年熊本地震においては、一時的な迷子動物の増加に対応できる充分な収容施設や飼育管理者の確保ができなかったことや、被災動物(被災者が飼養している動物をいう。以下同じ。)の一時預かりにおいて県内外ボランティアの活用ができないなどの課題が生じた。

これらは、今後発生する大規模災害においても共通の課題であり、被災者支援の観点からも次の制度の創設等をお願いしたい。

- ① 迷子動物の飼育管理施設の確保や飼育管理者の配置に係る支援体制の整備
- ② 被災動物の一時預かりに係る統一基準によるボランティア登録制度の創設

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

能本地震による被災動物の保護状況 (平成30年5月21日時点)

	総計	犬	猫
保護数	2,024 匹	861 匹	1,163 匹
返還数	240 匹	235 匹	5 匹
譲渡数	1,268 匹	495 匹	773 匹
現在収容数	11 匹	11 匹	0匹

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
① 迷子動物の飼育管理施設の確保や飼育管理者の配置	なし	体制の整備
② 被災動物の一時預かり	なし	ボランティア登録制度の創設支援

3 要望の詳細

① 大規模災害発生時には、多くの迷子動物を収容する必要が生じるが、被災自治体においては 他の災害対応業務も多く、早急に飼育管理施設の確保や収容した動物の取扱いができる経験者 の確保が困難。

そのため迅速な対応ができるよう、飼育管理施設の確保や飼育管理経験者の人材確保と配置に係る支援体制の整備をお願いしたい。

② 熊本地震時には被災動物の一時預かりが必要となった。県外のボランティアからも一時預かりの申出があったが、当該ボランティアによる飼育管理状況等が不明なため、活用に至らなかった。

被災自治体が全国のボランティアを安心して活用し、長期的かつ広域的な一時預かり支援が 行えるよう、全国統一基準によるボランティア登録制度の創設をお願いしたい。